

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月 31日

第1 事務報告

A 会務（総括）報告

1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成25年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

(1) 第70回通常総会

ア 日時・場所：平成25年6月27日(木)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来 賓：次のとおり(*印は、挨拶をいただいた来賓)

*農林水産大臣	林 芳 正
*自由民主党獣医師問題議員連盟会長・衆議院議員	麻 生 太 郎
自由民主党獣医師問題議員連盟幹事長・衆議院議員	森 英 介
自由民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員	北 村 誠 吾
*公明党獣医師問題議員懇話会会長・衆議院議員	斉 藤 鉄 夫
*民主党獣医師問題議員連盟事務局長・衆議院議員	玉 木 雄 一 郎
農林水産省消費・安全局長	藤 本 潔
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長	藁 田 純
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	荻 窪 恭 明 子
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	大 石 明 子
農林水産省経営局保険監理官補佐	三 上 稚 夫
*環境省自然環境局長	伊 藤 哲 夫
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長	田 邊 仁
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐	小 西 豊
*厚生労働省医薬食品局食品安全部長	新 村 和 哉
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長	滝 本 浩 司
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長	道 野 英 司
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室長	三 木 朗
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課課長補佐	梅 田 浩 史
厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長	中 嶋 建 介
*文部科学省大臣官房審議官（高等教育局担当）	常 磐 豊
文部科学省高等教育局専門教育課課長補佐	児 玉 大 輔
麻布大学学長	政 岡 俊 夫
北海道大学大学院獣医学研究科長・獣医学部長	稲 葉 睦
*公益社団法人中央畜産会副会長	菱 沼 毅
公益社団法人日本獣医学会代表理事	中 山 裕 之
公益社団法人日本動物病院福祉協会副会長	原 大 二 郎
公益社団法人日本装蹄協会常務理事	楠 瀬 良

公益社団法人日本動物用医薬品協会専務理事
一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人日本家畜人工授精師協会常務理事
一般社団法人日本動物看護職協会会長
公益社団法人日本獣医師会顧問
公益社団法人日本獣医師会顧問

伊藤 治
高橋 勇四郎
伊集院 正敏
太田 光明
五十嵐 幸男
北村 直人

ウ 議長・副議長：議長 楠原 征治（新潟県獣医師会会長）
副議長 平川 宗隆（沖縄県獣医師会会長）

エ 議 事：

第1号議案 平成24年度事業報告の件
第2号議案 平成24年度決算の件
第3号議案 平成25年度事業計画の件
第4号議案 平成25年度予算の件
第5号議案 平成25年度会費及び賛助会費の件
第6号議案 役員選任の件

（2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成25年5月30日（木）・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 平成24年度事業報告及び決算に関する件
第2号議案 第70回通常総会に関する件
第3号議案 役員候補者の選定に関する件
第4号議案 「理事の職務権限規程」に関する件
第5号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件
第6号議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 部会委員会の開催に関する件
(イ) 「日本獣医師会役員選任関係情報取扱要領」の制定に関する件
(ウ) 業務運営概況等に関する件
(エ) その他

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
(イ) その他

《第2回》

ア 日時・場所：平成25年6月27日（木）・10:30～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

[協議事項]

第70回通常総会対応に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 部会委員会の開催及び報告に関する件
(イ) 業務運営概況等に関する件
(ウ) その他

[連絡事項]

- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第3回》

ア 日時・場所：平成25年6月27日(水)・17:00～、明治記念館・「丹頂」

イ 議 事：

[議決事項]

議案 代表理事及び執行理事の選定に関する件

[連絡事項]

当面の主要会議等の開催計画に関する件

《第4回》

ア 日時・場所：平成25年9月10日(火)・14:00～、ホテルフロラシオン青山・「芙蓉東」

イ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 副会長の順序に関する件

第2号議案 顧問の委嘱に関する件

第3号議案 理事の職務権限規程の一部改正に関する件

[協議事項]

(ア) 全国獣医師会会長会議における常設議長（仮称）の設置に関する件

(イ) 会員控室の設置に関する件

[説明・報告事項]

(ア) 当面の課題への対応方針に関する件

(イ) 部会委員会に関する件

(ウ) 役員退職慰労金に関する件

(エ) 2013動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

(オ) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

(カ) その他

[連絡事項]

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件

(イ) その他

《第5回》

ア 日時・場所：平成25年12月10日(火)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 日本医師会との学術協力推進に関わる協定の締結に関する件

第2号議案 賛助会員入会に関する件

[協議事項]

(ア) 平成25年度地区獣医師大会及び獣医学術地区学会の開催状況及び地区獣医師大会における決議・要望事項に関する件

(イ) 副会長の追加選定に関する件

(ウ) 20km圏内の家畜への対応に関する件

(エ) 動物看護職に関する本会の対応に関する件

- (オ) 療法食への対応に関する件
- (カ) 消費税増税に関する件
- [説明・報告事項]
- (ア) 政策提言活動等に関する件
- (イ) 特別委員会の開催等に関する件
- (ウ) 部会委員会の開催に関する件
- (エ) 獣医学術学会年次大会に関する件
- (オ) 2013動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件
- (カ) WVA及びFAVA加盟国の災害発生への見舞いに関する件
- (キ) 中間監査結果の報告に関する件
- (ク) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (ケ) その他
- [連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) その他

《第6回》

ア 日時・場所：平成26年3月20日(木)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

[議決事項]

議 案 平成26年度事業計画及び収支予算書等に関する件

[説明・報告事項]

- (1) 政策提言活動等に関する件（獣医学教育の整備・充実等）
- (2) 部会委員会の開催に関する件
- (3) 2014動物感謝デー in JAPAN 開催計画に関する件
- (4) 平成26年度以降の獣医学術学会年次大会開催計画に関する件
- (5) 第30回世界牛病大会（2018年）の日本招致に関する件
- (6) 20km圏内の家畜への対応に関する件
- (7) 地方医師会と地方獣医師会との連携に関する件
- (8) 公務員獣医師の処遇改善に関する件
- (9) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- (10) その他

[連絡事項]

- (1) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (2) その他

- (3) 監 査 5月29～30日（平成24年度決算）、12月10日（平成25年度中間）
- (4) 業務運営幹部会 4月19日、5月17日、6月11日、7月25日、8月22日、9月30日
10月25日、11月20日、12月20日、1月31日、2月24日、3月14日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 4月2日、5月9日、6月19日、6月27日
- (6) 全国獣医師会会長会議(全国獣医師会・日本獣医師会関係者事業推進懇談会を含む) 10月25日

(7) 全国獣医師会事務・事業推進会議	7月12日
(8) 特別委員会関係	
ア 女性獣医師支援特別委員会	11月13日
イ 狂犬病予防体制整備特別委員会	11月22日
ウ 医師会との連携推進特別委員会	3月19日
(9) 部会(部会委員会運営事業)関係	
ア 獣医学術部会	
学術・教育・研究委員会	10月28日
学術振興検討小委員会	3月24日
生涯研修事業運営小委員会	3月26日
獣医師人材育成検討小委員会	3月27日
イ 産業動物臨床部会	
産業動物臨床・家畜共済委員会	10月7日
ウ 小動物臨床部会	
小動物臨床委員会	10月31日、3月18日
エ 家畜衛生部会・公衆衛生部会	
家畜衛生・公衆衛生合同委員会	11月25日、3月10日
オ 動物福祉・愛護部会	
動物福祉・適正管理対策委員会	11月8日
日本動物児童文学賞審査委員会	7月30日
学校動物飼育支援対策検討委員会	9月24日、12月6日
災害時獣医療活動検討委員会	12月25日
学校動物飼育支援対策検討委員会公開型拡大会議(意見交換会)	2月23日
カ 職域総合部会	
総務委員会	10月1日、3月4日
獣医師職業倫理向上委員会	10月1日
日本獣医師会雑誌編集委員会	4月15日、6月17日、8月21日 11月11日、12月18日、2月12日
野生動物対策検討委員会に関する打ち合わせ	5月21日
野生動物救護対策の在り方検討小委員会	6月5日
野生動物対策検討委員会	11月21日
野生動物対策検討委員会拡大会議	2月22日
キ 職域別部会関係部会長会議	2月7日
(10) 学会(獣医学術学会事業)関係	
ア 平成25年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会企画運営委員会・関係者懇談会	7月1日
イ 獣医学術学会年次大会(千葉)協賛(展示、掲載)関係業務分担会議ならびに学会年次大会の開催運営に係る事務打合せ	7月24日
ウ 日本獣医師会学会正副会長会議	7月1日、11月18日
エ 獣医学術功績者選考委員会	11月18日
オ 獣医学術学会年次大会(千葉)	2月21~23日
カ 各学会幹事懇談会	2月21日
キ 獣医学術学会誌編集委員会	2月21日

ク	獣医学術功績者選考委員会	2月22日
ケ	学会幹事会議	2月22日
コ	獣医学術賞の発表と授与	2月22日

(11) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	狂犬病予防注射接種会場におけるマイクロチップの普及啓発（東京都獣医師会南多摩支部）	4月11日、12日、14日
イ	動物愛護週間中央行事実行委員会・運営委員会	4月22日、11月5日
ウ	緊急災害時動物救援本部・現地動物救護本部合同連絡会	6月7日、9月30日、2月22日
エ	動物愛護週間中央行事運営委員会	7月1日、9月11日
オ	動物感謝デー企画検討委員会	7月11日、10月21日、12月17日
カ	緊急災害時動物救援本部会議	8月6日、12月25日、3月5日
キ	2013 動物感謝デー in JAPAN 企画運営会議	8月12日、9月17日
ク	動物 ID 情報データベースシステム災害対策用サーバの視察・検収	8月22日
ケ	台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議	8月23日
コ	動物愛護週間中央行事運営委員会現場担当者会議	8月30日
サ	2013 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 出展社説明会	9月12・13日
シ	動物愛護週間中央行事・屋外行事	9月21日
ス	地域防災訓練会場におけるマイクロチップの普及啓発（東京都獣医師会南多摩支部）	9月22日
セ	動物愛護週間中央行事・屋内行事	9月23日
ソ	緊急災害時動物救援本部と東日本大震災現地動物救援本部との意見交換会	9月30日
タ	世田谷区動物フェスティバル（東京都獣医師会世田谷支部・世田谷区）	11月3日
チ	豊島区防災訓練におけるマイクロチップの説明および装着デモンストレーション （東京都獣医師会豊島支部）	11月17日
ツ	平成26年度動物愛護週間中央行事プログラム委員会	12月4日、1月20日
テ	平成26年度動物感謝デー実施事業・事業参加表明者企画発表会	2月18日

(12) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	「公益社団法人日本医師会と公益社団法人日本獣医師会の学術協力の推進に関する協定書」 調印式	11月20日
イ	北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員の視察研修	12月4日
ウ	葛飾区立東金町中学校現場学習	2月6日

(13) 獣医事対策等調査研究事業関係

	犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査検討会	2月3日、2月26日、3月19日
--	---------------------------------	------------------

(14) 省庁等の委員会・検討会等（本会役職員が出席したもの）

ア	中央環境審議会動物愛護部会（環境省）	4月17日、5月17日、8月2日、3月17日
イ	家畜衛生主任者会議（農林水産省）	4月23～24日
ウ	全国家畜保健衛生業績発表会（農林水産省）	4月25日
エ	獣医事審議会免許部会（農林水産省）	6月5日
オ	東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議（農林水産省）	6月13日
カ	TPP 交渉に関する説明会（TPP 政府対策本部）	10月21日
キ	獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（文部科学省）	9月17日、10月22日、12月16日、1月31日、2月20日、3月14日

ク	動物由来感染症対策(狂犬病予防を含む)技術研修会(厚生労働省)	11月1日
ケ	食品安全委員会企画等専門調査会(内閣府食品安全委員会)	11月28日
コ	食料・農業・農村政策審議会農業共済部会家畜共済小委員会・一般傍聴(農林水産省)	1月15~16日
サ	環境省・提案書ヒアリング	1月16日
シ	全国畜産課長会議(農林水産省)	1月31日
ス	狂犬病予防業務担当者会議(厚生労働省)	2月5日

(15) 地区獣医師大会関係

ア	中部地区獣医師大会	8月31日
イ	近畿地区連合獣医師大会	9月1日
ウ	四国地区獣医師大会	9月1日
エ	北海道獣医師大会	9月5日
オ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月8日
カ	東北地区獣医師大会	10月10日
キ	九州地区獣医師大会	10月13日

(16) 地方獣医師会関係(本会役職員が出席したもの)

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月11日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月14日
ウ	鳥取県獣医師会定時社員総会	5月26日
エ	公益社団法人滋賀県獣医師会設立記念式典	6月2日
オ	千葉県獣医師会社員総会	6月6日
カ	群馬県獣医師会通常総会	6月9日
キ	埼玉県獣医師会定時総会	6月12日
ク	静岡県獣医師会定時総会	6月23日
ケ	栃木県獣医師会祝賀会	6月23日
コ	茨城県獣医師会総会	6月26日
サ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	7月14日
シ	長野県獣医師会支部長会議	7月26日
ス	2013動物感謝デー in MIYAGI(宮城県獣医師会)	9月23日
セ	関東地区獣医師会連合会理事会	10月8日、3月6日
ソ	中部獣医師会連合会事務研修会	10月17~18日
タ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	10月31日~11月1日
チ	横浜市獣医師会新年賀詞交換会	1月10日
ツ	神奈川県獣医師会新年賀詞交換会	1月17日
テ	川崎市獣医師会新春賀詞交歓会	1月23日
ト	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	1月30~31日
ナ	埼玉県獣医師会公益社団法人移行記念新春懇談会並びに蔵内会長記念講演	2月6日

(17) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)

ア	獣医師賠償責任保険中央審議会	4月3日、5月1日、6月4日、7月18日、9月4日 10月2日、11月6日、12月3日、1月10日、2月4日、3月7日
イ	学校法人シモゾノ学園入学式	4月8日
ウ	公益法人移行後の運営実務解説セミナー	4月10日

エ	共立製薬グループ高居百合子創業者、相談役社葬	4月18日
オ	平成25年度東京農工大学共同獣医学科新入生拡大オリエンテーション	4月20日
カ	鶏病研究会総会	4月24日
キ	全国家畜衛生職員会通常総会	4月24日
ク	東京都畜産技術連盟総会	5月23日
ケ	日本動物大賞表彰式（公益財団法人日本動物愛護協会）	5月27日
コ	野口英世アフリカ賞授賞式・記念晩餐会	6月1日
サ	蜜蜂医薬品開発協議会通常総会	6月4日
シ	公益社団法人日本薬剤師会創立120周年記念式典・祝賀会	6月9日
ス	獣医療提供体制整備推進協議会通常総会	6月10日
セ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	6月10日、3月25日
ソ	農場管理獣医師協会通常総会	6月18日
タ	関東しゃくなげ会総会及び研修会	6月20日
チ	一般社団法人日本動物看護職協会定時代議員総会	6月30日
ツ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会（社）日本家畜商協会）	7月10日
テ	獣医療提供体制整備推進協議会臨時総会	7月11日
ト	動物看護師統一認定機構臨時総会	8月8日
ナ	蜜蜂医薬品開発推進委員会（蜜蜂医薬品開発協議会）	8月9日
ニ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地検討会（社）日本家畜商協会）	8月19日、9月12日
ヌ	全国学校飼育動物研究大会	8月25日
ネ	越智勇一記念学術振興基金運営委員会	9月2日
ノ	TPP交渉会合（ブルネイ）に係る報告会（日本の畜産ネットワーク）	9月6日
ハ	一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会 2013年公開シンポジウム	9月14日
ヒ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月19日
フ	五十嵐幸男元会長の通夜・告別式	9月21・22日
ヘ	動物愛護フェアかわさき2013（動物愛護フェアかわさき2013実行委員会）	9月23日
ホ	オーエスキー病防疫対策状況説明会（公益社団法人中央畜産会）	9月25日
マ	北海道大学大学院獣医学研究科附属動物病院竣工披露式・祝賀会（北海道大学）	9月27日
ミ	世田谷区動物フェスティバル関係者事前説明会（世田谷区）	10月28日
ム	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地調査（社）日本家畜商協会）	11月14日
メ	一般財団法人生物科学安全研究所開所記念公開シンポジウム	11月14日
モ	公明党獣医師問題議員懇話会	11月19日
ヤ	公益社団法人日本獣医師会会長蔵内勇夫氏を激励する会	11月20日
イ	東京都総合防災訓練	11月23日
ユ	RSPCA動物福祉短期研修会（学校法人ヤマザキ学園）	11月25～27日
エ	学術著作権協会著作権講演会	11月28日
ヨ	家畜市場衛生管理マニュアル作成部会（社）日本家畜商協会）	12月3日
ラ	蜜蜂医薬品開発推進委員会（蜜蜂医薬品開発協議会）	12月6日
リ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る専門委員会（社）日本家畜商協会）	12月13日
ル	ペット関連業界賀詞交歓会	1月7日
レ	公益社団法人中央畜産会新年賀詞交歓会	1月7日
ロ	公益社団法人日本動物用医薬品協会新年賀詞交換会	1月9日
ワ	動物看護師統一認定機構新春懇談会および懇親会	2月14日

イ	公益法人・一般法人移行後の運営・会計実務セミナー	2月19日
エ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る専門委員会	3月3日
ヲ	全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月6日
ン	鶏病研究会理事会	3月7日
ア	北里大学学位記授与式・祝賀謝恩会	3月13日
イ	日本獣医生命科学大学・日本医科大学合同教育棟竣工祝賀会、内覧会	3月16日
ウ	フィンランドペット業界打合せ	3月17日
エ	公益社団法人中央畜産会理事会	3月19日
オ	蜂蜜医薬品開発推進委員会	3月25日
カ	生乳の安全・安心の確保のための全国協議会	3月27日
キ	全国大学獣医学関係代表者協議会	3月28日

2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成26年3月31日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

- ア 会 員：55団体（都道府県・政令市獣医師会）
 イ 賛助会員：団体；60団体・企業、個人；19人、学生；7人

(2) 平成25年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	平成24年度 末現在の数	平成25年度における異動状況			平成25年度 末現在の数	平成25年度の 対前年度増減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛助会員	団体	61	0	1	1	60	▲1
	個人	28	1	10	11	19	▲9
	学生	9	7	9	16	7	▲2
	計	98	8	20	28	86	▲12
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 平成24年度：26,906人、平成25年度：26,765人（対前年度：141人減）						

3 人 事

(1) 本会関係

ア 役員（任期：平成25年6月27日～選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで）

第70回通常総会(平成25年6月27日開催)において役員を選任が行われ、第3回理事会(平成25年6月27日開催)において次のとおり理事が選定された。

会 長	藏 内 勇 夫	
副会長	近 藤 信 雄	砂 原 和 文
専務理事	矢ヶ崎 忠 夫	
地区理事	高 橋 徹 (北海道地区)	山 内 正 孝 (東北地区)
	高 橋 三 男 (関東地区)	小 松 泰 史 (東京地区)
	土 屋 孝 介 (中部地区)	三 野 營 治 郎 (近畿地区)
	南 三 郎 (中国地区)	上 岡 英 和 (四国地区)
	坂 本 紘 (九州地区)	

- 職域理事 酒井健夫(学術・教育・研究(兼 獣医学術学会))
 麻生 哲(産業動物臨床) 細井戸 大成(小動物臨床)
 横尾 彰(家畜共済) 平井清司(家畜防疫・衛生)
 森田邦雄(公衆衛生) 木村芳之(動物福祉・愛護)
- 監事 岩上一紘 玉井公宏 波岸裕光
- イ 顧問(任期:会長が顧問に委嘱した日(9月11日)から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までの間)
 平成25年度第4回理事会にて、以下の顧問の委嘱に関する件が承認された
 顧問 北村直人(衆議院前議員)
 顧問 五十嵐幸男(日本獣医師会元会長) *平成25年9月16日逝去
- ウ 全国獣医師会会長会議常設正副議長
 平成25年度全国獣医師会会長会議において、当会議における常設正副議長が設置された。
 議長 高橋三男(日本獣医師会地区理事(関東地区))
 副議長 三野 營治郎(日本獣医師会地区理事(近畿地区))
- エ 事務局職員
- | | | |
|-------|-------------------------------|------|
| 尾崎 裕一 | 事務局次長(総務担当) | 4月1日 |
| 中村 燈 | 主任(事業担当) | 4月1日 |
| 藤野 裕二 | 雇用期間の更新(平成25年4月1日～平成26年3月31日) | 4月1日 |
| | 事務局参与(総務担当) | |
| | 常勤嘱託職員 | |
| 四宮 勝之 | 雇用期間の更新(平成25年4月1日～平成26年3月31日) | 4月1日 |
| | 事務局参与(事業担当) | |
| | 常勤嘱託職員 | |

(2) 政府委員関係

- ア 獣医事審議会委員(農林水産省・任期:平成25年8月13日～平成26年8月31日)
 藏内 勇夫(日本獣医師会会長)
- イ 獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の協力者
 (文部科学省・任期:平成25年9月17日～平成26年3月31日)
 藏内 勇夫(日本獣医師会会長)
- ウ 食品安全委員会専門委員(企画等専門調査会)
 (内閣府食品安全委員会・任期:平成25年10月1日～平成27年9月30日)
 藏内 勇夫(日本獣医師会会長)

(3) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
富山県獣医師会会長	新田 正 憲	大野 芳 昭	5月22日
山形県獣医師会会長	渡 邊 健	佐藤 ひさし	5月24日
山口県獣医師会会長	山野 洋 一	柴田 浩	5月26日
鳥取県獣医師会会長	南 三 郎	福田 豊	5月27日
大阪市獣医師会会長	細井戸 大成	山本 博 起	6月1日
北海道獣医師会会長	高橋 徹	波岸 裕 光	6月5日
福岡県獣医師会会長	草場 治 雄	藏内 勇 夫	6月15日
横浜市獣医師会会長	井上 亮 一	越久田 健	6月22日
愛知県獣医師会会長	土屋 孝 介	角井 正 樹	7月1日
宮城県獣医師会会長	谷津 壽 郎	大江 義 之	3月14日

(4) 本会関係省庁関係部局・課

	<新>	<旧>	
ア 農林水産省			
消費・安全局			
畜水産安全管理課			
課長	藁田 純	池田 一樹	4月1日
課長補佐(飼料安全基準班担当)	石川 清康	小原 健児	4月1日
課長補佐(生産安全班担当)	楳田 浅亨	石川 清康	4月1日
課長補佐(薬事審査管理班担当)	山本 欣也	能田 健	4月1日
課長補佐(水産防疫班担当)	猪狩 勝一郎	楠 富寿夫	4月1日
水産安全室長	久保寺 聡之	木島 利通	4月1日
課長補佐(総括)	石川 清康	鋤柄 卓夫	7月2日
獣医事班			
獣医事監視指導係長	—	白尾 紘司	4月1日
国家試験係長	大野 貴宏	宮舘 篤史	4月1日
獣医療係長	北口 奈津子	松本 悠一	4月1日
動物衛生課			
課長補佐(国際衛生企画班担当)	古田 暁人	松尾 和俊	4月1日
課長補佐(保健衛生班担当)	星野 和久	山野 淳一	4月1日
課長補佐(検疫企画班担当)	國保 直子	古田 暁人	4月1日
課長補佐(リスク分析班担当)	櫻井 健二	國保 直子	4月1日
国際衛生対策室長	熊谷 法夫	山本 実	4月1日
局長	小林 裕幸	佐々木 康雄	7月2日
生産局畜産部			
畜産振興課長	小林 博行	大野 高志	7月2日
競馬監督課長	栗原 秀忠	高橋 孝雄	7月2日
イ 環境省			
自然環境局			
総務課長	田中 聡志	上河原 献二	4月1日
総務課長	江口 博行	田中 聡志	5月11日
局長	星野 一昭	伊藤 哲夫	7月2日
総務課動物愛護管理室			
室長補佐	今西 保	小西 豊	10月1日
ウ 厚生労働省			
医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長	三木 朗	道野 英司	7月2日
エ 文部科学省			
初等中等教育局			
主任視学官	西辻 正副	田中 孝一	4月1日
高等教育局			
局長	布村 幸彦	板東 久美子	7月8日
局長	—	布村 幸彦(辞職)	1月16日
局長	吉田 大輔	—	1月17日
専門教育課長	牛尾 則文	内藤 敏也	10月1日
研究振興局			
学術研究助成課長	合田 哲雄	袖山 禎之	10月1日

オ	内閣府 食品安全委員会事務局				
	情報・緊急時対応課長	植木 隆	新本 英二	4月1日	
	総務課長	山本 麻里	井原 辰雄	7月9日	

(5) その他

- ア 鶏病研究会理事（任期：平成25年4月24日～平成27年度総会の日）
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- イ 公益社団法人日本愛玩動物協会認定委員会委員（法律、公衆衛生担当）
（任期：平成25年5月10日～平成26年5月末日）
四 宮 勝 之（日本獣医師会事務局参与(事業担当)）
- ウ 蜜蜂医薬品開発協議会会員（会員期間：蜜蜂医薬品開発協議会の解散もしくは会員の除名が行われるまで）
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- エ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会の委員
（任期：平成25年6月17日～平成26年3月末日）
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- オ 蜜蜂医薬品開発推進委員会委員(蜜蜂医薬品開発協議会・任期：平成25年4月1日～平成26年3月31日)
矢ヶ崎 忠 夫（日本獣医師会専務理事）
- カ 獣医学教育評価検討委員会委員(公益社団法人大学基準協会・任期：平成25年7月30日～任務終了まで)
酒 井 健 夫（日本獣医師会理事）
- キ 学校法人シモゾノ学園国際動物専門学校が実施する平成25年度文部科学省委託事業成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業「獣医療体制分野における中核的専門人材養成としての動物看護師及びペット産業マネージャー養成プログラム開発事業」の分科会委員（文部科学省委託事業実施委員会・任期：平成25年8月～平成26年3月）
細井戸 大 成（日本獣医師会職域理事(小動物臨床)）

4 叙勲・褒章

(1) 叙 勲

吉 田 擴	(和歌山県獣医師会)	旭 日 小 綬 章	25 年春
寺 門 誠 致	(茨城県獣医師会)	瑞 宝 中 綬 章	25 年春
五 味 四五平	(長野県獣医師会)	旭 日 双 光 章	25 年秋
岡 本 明 美	(石川県獣医師会)	瑞 宝 双 光 章	25 年秋

(2) 褒 章

稲 庭 政 則	(群馬県獣医師会)	黄 綬 褒 章	25 年秋
俵 孝	(兵庫県獣医師会)	黄 綬 褒 章	25 年秋
松 林 驍之介	(大阪府獣医師会)	藍 綬 褒 章	25 年秋

5 逝去会員構成獣医師等

- 松 尾 昌 泰（岡山県獣医師会元会長、本会元理事・平成25年4月29日逝去）
- 鈴 木 新（宮城県獣医師会元会長、本会元理事・平成25年6月24日逝去）
- 五十嵐 幸 男（埼玉県獣医師会元会長、本会元会長・平成25年9月16日逝去）
- 坪 倉 操（鳥取県獣医師会元会長、本会元理事・平成25年10月24日逝去）ほか

B 会務（個別）報告

1 規程の制定等

(1) 「理事の職務権限規程」の制定（第1回理事会・平成25年5月30日）

ア 制定の理由：

本会理事の担当する業務を定め、担当業務の執行に対する責任と役割を内部的・外部的に明らかにするため「理事の職務権限規程」を新たに制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会定款（以下「定款」という。）第27条第5項の規定に基づき、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ、効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる会長及び執行理事たる副会長、専務理事、地区理事及び職域理事をいう。

2 この規程において、地区理事とは、公益社団法人日本獣医師会定款施行細則（以下「施行細則」という。）第3条において定める地域について、施行細則第10条第5項において職務を担当することとされている理事をいう。

3 この規程において、職域理事とは、施行細則第3条において定める職域について、施行細則第10条第5項において職務を担当することとされている理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及び本会が定める規程等に基づき誠実に職務を遂行し、協力して定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、定款及び本会総会の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 会長を補佐し、本会の業務を掌理し執行する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

- (2) 会長が指示するところにより施行細則第14条第1項の規定により職域制に応じて設置された部会（以下「職域別部会」という。）に出席し、当該部会の運営に関し意見を述べる。
- (3) 会長が指示するところにより特命事項についての調整の推進を委嘱された副会長は、当該事項に関する業務を執行する。

(専務理事)

第7条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (2) 日本獣医師会専決事務処理規程第2条において専務理事の専決事項として定められた業務を執行する。
- (3) 職域別部会のうち、職域総合部会が所掌する事務を掌理する。

(地区理事)

第8条 地区理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1項各号に掲げる事業に係る本会と担当地区との連携及び調整に関する事務を掌理する。
- (2) 会長が指示した特命事項についての業務を執行する。

(職域理事)

第9条 職域理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1項各号に掲げる事業に係る本会と担当職域との連携及び調整に関する事務を掌理する。
- (2) 担当職域別部会の所掌事務を掌理する。
- (3) 獣医学術学会職域理事は、施行細則第15条第1項で設置された学会の所掌する事務を掌理する。

第3章 補 則

(細 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則（平成25年5月30日制定、平成25年度第1回理事会承認）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(別表) 理事の職務権限表

職 務 事 項	根拠規定	決 裁 権 者				
		会 長	副会長	専務理事	地区理事	職域理事
総会の招集に関する事	定款 § 18	○				
理事会の招集に関する事	定款 § 39	○				
理事会の議長に関する事	定款 § 40	○				

理事会の議事録の署名に関する事	定款 § 45	○				
事業計画及び予算の案の作成に関する事	定款 § 49	○				
事業報告及び決算の案の作成に関する事	定款 § 50	○				
人事及び服務に関する事	細則 § 10	○				
重要な使用人以外の者の任免に関する事	細則 § 10	○				
国内外の出張命令に関する事	細則 § 10	○				
契約の締結及び支出に関する事	細則 § 10	○				
外部に対する文書の発出に関する事	細則 § 10	○				
財産の管理・運用に関する事	定款 § 48	○				
慶弔に関する事	慶弔 § 3	○				
褒賞に関する事	褒賞 § 2	○				
専決事務の処理に関する事	専決 § 2			○		
渉外に関する事		○		○		
特命事項に関する事			○		○	
担当地区の連携・調整に関する事					○	
担当職域別部会又は学会の運営に関する事				○		○

(注) 表中の【定款】は公益社団法人日本獣医師会定款、【細則】は公益社団法人日本獣医師会施行細則、【慶弔】は日本獣医師会慶弔等規程、【褒賞】は日本獣医師会褒賞規程、【専決】は日本獣医師会専決事務処理規程をいう。

(2) 「理事の職務権限規程」の一部改正 (第4回理事会・平成25年9月10日)

ア 改正の理由:

会長が指示する特命事項の執行の職務権限は、地区理事のみに与えられていたが、本会の事業活動が多岐にわたり、対応すべき問題が山積されており、これらの問題にスピーディーに対応するために、職域理事にもこの職務権限を与えることとし、規程を一部改正する。

イ 改正の内容: 次のとおり (改正部分のみ)。

改正条文 (改正部分のみ)	現行条文																												
<p>第9条 【略】</p> <p>(1) ~ (3) 【略】</p> <p>(4) 会長が指示した特命事項についての業務を執行する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>渉外に関する事</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特命事項に関する事</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> </table>	渉外に関する事		○		○			特命事項に関する事			○		○	○	<p>(職域理事)</p> <p>第9条 職域理事の職務権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款第4条第1項各号に掲げる事業に係る本会と担当職域との連携及び調整に関する事務を掌理する。</p> <p>(2) 担当職域別部会の所掌事務を掌理する。</p> <p>(3) 獣医学術学会職域理事は、施行細則第15条第1項で設置された学会の所掌する事務を掌理する。</p> <p>(別表) 理事の職務権限表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>渉外に関する事</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>特命事項に関する事</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </table>	渉外に関する事		○		○			特命事項に関する事			○		○	
渉外に関する事		○		○																									
特命事項に関する事			○		○	○																							
渉外に関する事		○		○																									
特命事項に関する事			○		○																								
<p>附 則 (平成25年9月10日一部改正、平成25年第4回理事会承認)</p> <p>この改正は、平成25年9月10日から施行する。</p>																													

(3)「日本獣医師会役員選任関係情報取扱要領」の制定（第2回役員候補者推薦管理委員会・平成25年5月9日）

ア 制定の理由：

日本獣医師会役員選任規程に基づき実施される役員選任事務において得られる情報の取り扱いを適正に行うため「日本獣医師会役員選任関係情報取扱要領」を新たに制定する。

イ 制定の内容：次のとおり。

日本獣医師会役員選任関係情報取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日本獣医師会役員選任規程（以下「役員選任規程」という。）に基づき実施される役員選任事務において得られる情報の取り扱いを適正に行うことにより、当該情報の保全を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、次の情報について適用する。

- (1) 役員選任規程第9条第2項に基づく役員候補者推薦書兼同意書及び当該情報に係る集計表等
- (2) 役員選任規程第15条第1項に基づく役員立候補届出書及び当該情報に係る集計表等

(目的外使用の禁止)

第3条 役員選任事務において収集される情報は、役員を選任事務以外の目的に使用してはならないものとする。

(漏洩の禁止)

第4条 役員候補者推薦管理委員会の委員は、役員選任事務で知り得た情報を第三者に漏洩してはならないものとする。この義務は、委員解嘱後も同様とする。

(情報の提供)

第5条 前条の規定にかかわらず、理事会の議決に基づく情報開示の要求があった場合には、役員候補者推薦管理委員会の委員長は、理事会に保存期間中である情報について提供できるものとする。

(情報の管理)

第6条 総会で新役員の承認を受けた後は、情報に関する書類を速やかに封筒に封入の上、役員候補者推薦管理委員長の署名でもって当該封筒を封印するものとする。

2 封印された情報に関する書類は、事務局において保存するものとし、その保存期間は、役員改選が行われた日の翌日から起算して3月とする。

(情報の廃棄)

第7条 保存期間が終了した情報に関する書類は、事務局長が役員候補者推薦管理委員長の承諾を得た上で、速やかにこれを廃棄するものとする。

(要領の改廃)

第8条 この要領の改廃は、役員候補者推薦管理委員会の議決を経なければならない。

附則（平成25年5月9日制定、平成25年度第2回役員候補者推薦管理委員会承認）
この要領は、役員選任規程の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

2 東日本大震災被災対応

(1) 日本獣医師会における対応等

ア 日本獣医師会独自の取り組み

(ア) 情報の収集及び金銭的な支援等

地方獣医師会会員獣医師等の被災状況及び被災動物救護活動の取り組み状況について、第5回の実態調査を地方獣医師会に依頼し(8月6日付け25日獣発第139号)、実態の把握に努め、「東日本大震災被災対策に係る支援資金(支援義援金募金からの支援義援金及び日本獣医師会資金拠出による救援見舞金)配分(拠出)の考え方(以下「配分(拠出)基準」という。)に基づき、第5次の支援義援金及び救援見舞金を希望する地方獣医師会に配分するとともに、別途福島原発警戒区域内の家畜救護活動に取り組む関係団体へ配分を行った(別表)。

なお、平成26年3月31日現在の寄附金合計は以下のとおり。

支援義援金の受付状況(内訳)

平成26年3月31日現在

区分及び件数	金額
地方獣医師会(支部・部会等を含む): 47件	96,101,802円
動物関連産業界(企業等): 42件	24,507,789円
動物関係団体・大学等教育機関などの関係機関: 23件	5,619,353円
動物病院(動物診療施設): 252件	14,015,141円
個人・その他(匿名の個人・団体等を含む): 759件	34,242,220円
海外(外国獣医師会・海外団体個人): 23件	6,990,442円
合計: 1,146件	181,476,747円

(イ) 福島原発警戒区域内の家畜救護への対応

福島第一原発事故警戒区域内に生存する家畜救護については、平成25年度第6回理事会において協議の上、「一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会」が実施する家畜のQOL向上対策と調査研究事業に対する活動資金として、1千万円を拠出した。

イ 緊急災害時動物救援本部の取り組み

本会では、東日本大震災動物救護活動の適切な支援継続等を実施するため、昨年度に引き続き平成25年度は3回にわたって開催された緊急災害時動物救援本部会議に出席し意見を述べた。

今年度は、評価委員会報告書で指摘された諸課題に対応するために同本部会議では、東海林克彦新本部長の下での新組織体制を発足させるとともに、今後の同本部活動は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴い設置されている福島県動物救護本部と連携を密にした動物救護活動支援を重点として継続していくこととし、同本部と東日本大震災被災3県・1市の現地動物救護本部との合同連絡会等を3回開催して今後の支援活動等に関する打合せ等を行うとともに、同本部の活動を広く国民の皆様にお知らせするために「今後の救援事業の進め方」に関してプレスリリースを行った。

(2) 地方獣医師会における取り組み

被災地を活動の区域とする一部の地方獣医師会においては、被災動物の救護施設での飼育管理、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡等の活動を継続する一方、被災地以外の地方獣医師会の一部においても会員診療施設における被災動物の一時預かり、治療、譲渡活動等に取り組んだ。

東日本大震災に係る支援義援金及び救援見舞金の配分

(円)

地域	獣医師会	支援義援金			救援見舞金				合計
		被災動物救護活動支援	地域獣医療復旧活動支援	小計	被災会員獣医師救援見舞金	事務機能復旧等救援見舞金	会費の減免補てん見舞金	小計	
被災地域	青森県	1,000,000	500,000	1,500,000	100,000	200,000	0	300,000	1,800,000
	岩手県	2,000,000	6,000,000	8,000,000	1,300,000	200,000	0	1,500,000	9,500,000
	宮城県	11,010,000	12,500,000	23,510,000	4,000,000	600,000	216,000	4,816,000	28,326,000
	仙台市	7,750,000	11,000,000	18,750,000	2,200,000	700,000	0	2,900,000	21,650,000
	福島県	10,720,000	7,000,000	17,720,000	2,400,000	400,000	252,000	3,052,000	20,772,000
	茨城県	3,000,000	2,500,000	5,500,000	300,000	400,000	0	700,000	6,200,000
	栃木県	2,000,000	500,000	2,500,000	0	200,000	0	200,000	2,700,000
	千葉県	2,500,000	4,000,000	6,500,000	600,000	200,000	0	800,000	7,300,000
小計①		39,980,000	44,000,000	83,980,000	10,900,000	2,900,000	468,000	14,268,000	98,248,000

(円)

地域	獣医師会	支援義援金			救援見舞金				合計
		被災動物救護 活動支援	地域獣医療復 旧活動支援	小計	被災会員獣医 師救援見舞金	事務機能復旧等 救援見舞金	会費の減免 補てん見舞金	小計	
地 域	神奈川県	3,000,000		3,000,000					3,000,000
	新潟県	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	北海道	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	秋田県	500,000		500,000					500,000
	山形県	500,000		500,000					500,000
	埼玉県	500,000		500,000					500,000
	東京都	2,000,000		2,000,000					2,000,000
	横浜市	2,000,000		2,000,000					2,000,000
	川崎市	1,000,000		1,000,000					1,000,000
	石川県	500,000	—	500,000	—	—	—	—	500,000
	長野県	2,000,000		2,000,000					2,000,000
	京都府	200,000		200,000					200,000
	和歌山県	200,000		200,000					200,000
	香川県	1,400,000		1,400,000					1,400,000
	愛媛県	400,000		400,000					400,000
	福岡県	400,000		400,000					400,000
	沖縄県	400,000		400,000					400,000
	小計②	17,000,000		17,000,000					17,000,000
	合計①+②	56,980,000	44,000,000	100,980,000	10,900,000	2,900,000	468,000	14,268,000	115,248,000
関係団体③	37,503,350	—	37,503,350	—	—	—	—	37,503,350	
合計①+②+③	94,483,350	44,000,000	138,483,350	10,900,000	2,900,000	468,000	14,268,000	152,751,350	

(注) 上記は累計配分額。関係団体は、「北里大学」及び「一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会」。

3 会員組織基盤の強化対策

(1) 日本獣医師会全国会員組織

本会会員組織については、全国の47都道府県獣医師会及び8政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する企業、本会の事務事業に関連する企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

(2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成21年度第3回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成21年10月27日付け21日獣発第185号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図られたいことを要請したが、平成25年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ また、平成25年度各大学獣医学科優秀卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット及び日本獣医師会雑誌（平成26年1月号）を全卒業生に配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。また、動物感謝デー等の場を介しての日本獣医学生協会との連携・支援協力を行った。

4 公益社団法人移行後の組織運営

本会は、平成24年4月1日をもって公益社団法人へ移行したが、移行後は、これまで以上に、公益社団法人として相応しい事務・事業の執行が求められることから、情報の適正な開示、組織運営の透明性の確保、法令遵守と関係諸規程の改正等組織運営体制の整備を図るために以下のとおり各種会議等において対応するとともに、社会からの信頼を失墜することのないように公益社団法人として適正な事業の実施に努めた。また、本会の会員である55の地方獣医師会は、50法人が公益社団法人へ、5法人が一般社団法人へ移行したが、地方獣医師会と新法人移行後の課題についての情報交換及び共有化に努めた。

(1) 組織運営に関する決議・協議・報告

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ア 第1回理事会 | 5月30日 |
| ・役員候補者の選定の決議 | |
| ・「理事の職務権限規程」の決議 | |
| ・「日本獣医師会役員選任関係情報取扱要領」制定の報告 | |
| イ 第70回通常総会 | 6月27日 |
| ・平成24年度事業内容の報告 | |
| ・平成24年度決算の承認 | |
| ・平成25年度事業計画・収支予算の報告 | |
| ・役員選任の決議 | |
| ウ 第3回理事会 | 6月27日 |
| ・代表理事及び執行理事（副会長・専務理事・地区理事・職域理事）選定の決議 | |
| エ 第4回理事会 | 9月10日 |
| ・「理事の職務権限規程」一部改正の決議 | |
| ・当面の課題への対応方針報告 | |

- ・執行理事による職務執行状況報告
- オ 全国獣医師会会長会議 10月25日
- ・当面の課題への対応（特別委員会の設置等）報告
- カ 第5回理事会 12月10日
- ・副会長の追加選定の決議
- ・中間監査結果報告
- ・執行理事による職務執行状況報告
- キ 第6回理事会 3月20日
- ・平成26年度事業計画及び収支予算等の決議
- ・執行理事による職務執行状況報告
- ク 行政庁へ定期提出書類提出 3月28日
- ・平成26年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込み並びに理事会議事録提出

(2) 地方獣医師会に対する報告・説明等（本会役職員が出席したもの）

- ア 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月12日
- ・新法人移行後の法人運営実務研修（日本コンサルティング株派遣講師）
- イ 北海道・東北地区獣医師会事務局会議 10月31日～11月1日、1月30日～31日
- ウ 中部獣医師会連合会事務研修会 10月17日～18日

第2 事業報告

A 政策提言活動等

獣医療政策提言等の要請活動等

- (1) 平成 25 年 4 月 16 日
チーム獣医療体制整備の推進に関する要請【別記 1】
要請先：公明党獣医師問題議員懇話会
- (2) 平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 175 号
獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）【別記 2】
要請先：自由民主党獣医師問題議員連盟
- (3) 平成 25 年 10 月 24 日付け 25 日獣発第 210 号
都道府県獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について【別記 3】
要請先：都道府県知事
- (4) 平成 25 年 10 月 29 日付け 25 日獣発第 212 号
獣医師の処遇改善について（要請）【別記 4】
要請先：麻生太郎事務所
- (5) 平成 25 年 10 月 31 日付け 25 日獣発第 213 号
獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）【別記 5】
要請先：公明党獣医師問題議員懇話会、
自由民主党幹事長（平成 25 年 11 月 19 日付け）、
同 総務会長（平成 25 年 11 月 18 日付け）、
同 政務調査会長（平成 25 年 11 月 13 日付け）
- (6) 平成 25 年 10 月 31 日付け 25 日獣発第 214 号
獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）【別記 6】
要請先：公明党獣医師問題議員懇話会、
自由民主党幹事長（平成 25 年 11 月 19 日付け）、
同 総務会長（平成 25 年 11 月 18 日付け）、
同 政務調査会長（平成 25 年 11 月 13 日付け）
- (7) 平成 25 年 11 月 8 日付け 25 日獣発第 190 号
獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について（要請）【別記 7】
要請先：農林水産省消費・安全局長
農林水産省経営局長
- (8) 平成 25 年 11 月 15 日付け 25 日獣発第 191 号
人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）【別記 8】
要請先：厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬食品局長
- (9) 平成 25 年 11 月 15 日付け 25 日獣発第 226 号
動物福祉・管理施策等の整備・充実について（要請）【別記 9】
要請先：環境省自然環境局長
- (10) 平成 25 年 11 月 27 日付け 25 日獣発第 233 号
獣医師の処遇改善について（要請）【別記 10】
要請先：人事院給与局長
総務省自治行政局公務員部長（平成 25 年 11 月 28 日付け）

《 チーム獣医療体制整備の推進に関する要請 》

チーム獣医療体制整備の推進に関する要請

1 はじめに

犬や猫などの家庭動物の一般家庭における飼育が普及し、動物に対する福祉や愛護の意識が国民各層に浸透する中、国民生活において人と動物がより良い関係を築きあげることが重要となってきています。

このような事情を背景に、獣医療提供に対する社会的要請は高まりをみせ、かつ、高度化・多様化してきていますが、このような要請に応えるためには、人の医療と同様に、獣医療業務を獣医師と他の獣医療従事者等が連携して実施するチーム獣医療を構築し、獣医療の質の向上を図っていくことが求められます。

特に、家庭動物の診療施設において動物の看護をはじめとする獣医療補助を主たる業務とする獣医療従事者の役割は、獣医療の向上のみならず、飼育者に対する動物の保健衛生指導や動物行動学を基礎とした適正飼育管理の普及推進を図る上で必要不可欠なものとなってきています。

一方、産業動物診療部門、公務獣医療部門（家畜衛生、公衆衛生、動物福祉・愛護等の行政・試験研究分野）においては、獣医師専門職の要員不足が指摘される状況にあり、これらの部門における獣医師の業務を補助する公的資格の付与を前提とした獣医療従事者の養成の必要性に迫られています。

2 現状と課題

人の医療においては、医師、歯科医師に加え、コメディカルスタッフとしての看護師、臨床検査技師、診療放射線技術師等の 20 種以上の医療専門職が公的資格として制度化され、医師、歯科医師とこれらの公的資格を有する医療従事者とによるチーム医療提供体制が整備されています。

獣医療の現状を見れば、国家資格は動物の診療を業務とする獣医師のみであり、獣医師とその他の獣医療従事者によるチーム獣医療提供体制の整備がなされているとは言えません。現状は、必要に迫られ獣医師の補助的業務を担う者を雇用し、獣医師法に抵触しない範囲において、獣医師が行う診療の補助業務の他、入院動物の飼育管理、診療施設の窓口業務及び維持管理業務等に從事させていますが、その就業環境は未整備で社会的認知も得られていない状況にあります。

また、これらの獣医療従事者については、公的資格制度が整備されていない中で、民間の複数の組織がこれらの獣医療の補助業務を担う者（以下「動物看護師」という。）を輩出している事情にありますが、その養成課程の水準は様々であり、①動物診療施設などの雇用者側からは、動物看護師について専門職としての技術・知識の到達度の確認が困難である等の問題、また、②被雇用者側からは、処遇が安定していないため、安定的な就業職域として望めない等の問題があり、獣医師と動物看護師との責任と機能の分担によるチーム獣医療提供には、ほど遠い状況にあります。

3 チーム獣医療提供（動物看護師の専門職としての位置づけ）に向けての対応の経過

平成 21 年 4 月、動物看護師が専門職として自立するとともに、連帯を強めることにより獣医療に関する質の確保と自らの職域環境の整備を図り、また将来的には、公的資格制度の下で真の専門職としての責務を担う資格者としてチーム獣医療の一翼を担う者となることを目標として、日本獣医師会が呼びかけ、動物看護師の現職の者をはじめ獣医療に係る関係団体、大学・専門学校・専門校、動物関連企業の賛同の下で、関係省庁のご理解を得て、一般社団法人日本動物看護職協会が設立されました。

一方、農林水産省においては、平成 32 年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、平成 22 年 8 月に公表しましたが、基本方針においては、「小動物分野、産業動物分野等の獣医療現場において獣医師と動物看護師などの獣医療に携る他分野専門職との連携の必要性と、動物看護師の地位や身分の確立、動物看護師に必要な知識・

技能の高位平準化の必要性」が明記されています。

また、平成 22 年に宮崎県下で発生した口蹄疫の防疫対応の検証及び今後の我が国における防疫体制の改善方向の提案等を目的として農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会（座長：山根義久（日本獣医師会会長））の報告においても、今後あるべき方向性として、「獣医師以外の獣医療に従事する者（動物看護師など）の資格の制度化」が明記されました。さらに、委員会の結果報告を踏まえて、その後公布された家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の付帯決議においても、「獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。」が盛り込まれました。

このように官民において、動物看護師の資格、知識、技能及び就業環境等の改善の必要性等が指摘される中で、日本獣医師会の動物看護職制度在り方検討委員会（以下「在り方検討委員会」という。）では、民間の動物看護師認定団体、動物看護師養成機関（以下「養成機関」という。）、日本動物看護職協会及び地方獣医師会等が参集し、チーム獣医療提供体制の整備（獣医師と獣医療従事者の連携・役割分担）に向けての具体的な方策について検討が行われ、平成 23 年 1 月、以下のように合意されました。

ア まず、現状の動物看護師の知識・技術の高位平準化対策として、動物看護師の養成のための教育課程の斉一化に向けた整備と、現状の民間資格認定の統一の実施による「認定動物看護師制」への移行を図ること。

イ アの結果を踏まえ、専門職としての獣医療従事者に係る新たな公的資格制度の創設に向けての法整備（①動物看護専門職としての業務の範囲の拡充整備、②業務の範囲に見合う人材養成条件の整備、③国家試験による免許の付与など）を働きかけること。

ウ 以上を推進することにより、チーム獣医療体制提供のための獣医師と獣医療従事者との役割分担と連携による獣医療の質保証と獣医療従事専門職としての処遇の確保・就業環境の整備に資すること。

そこで、まず、統一認定試験を実施するための具体的なステップとして、平成 23 年 9 月、認定動物看護師の資格認定のための全国統一試験と試験に基づく資格認定の統一実施を担う機関として「動物看護師統一認定機構」（以下「機構」という。）を立ち上げ、同機構において、全国統一試験実施のための出題基準、合否判定基準等を策定した上で、統一認定試験の受験資格、試験実施の内容、試験等実費経費の負担等具体的事項の検討が行われました。

検討の結果、機構による第 1 回統一認定試験は、平成 25 年 2 月の実施を目途とすることとし、それまでの間（平成 23 年、24 年）は、現在認定を行っている民間団体の共同により動物看護職統一試験協議会（以下「協議会」という。）を設置し、試験出題の範囲、試験問題の統一等の準備を進めた上で、適宜、協議会の機能を機構に移管して第 1 回統一試験・認定の実施に備えることとして関係者間の合意が得られました。

その後、平成 24 年 2 月に協議会が実施した統一認定試験の合格者について、機構が認定を行って第 1 期「認定動物看護師」が誕生しました。さらに本年の春には、機構が統一認定試験とその結果に基づく統一認定を一貫して実施したところです。

4 さいごに

動物看護師の資格認定制度の確立により、知識・技術の高位平準化を図り、獣医師との連携を強化しチーム獣医療体制を整備して獣医療の高度化に資することは、動物看護師のみならず、獣医療、そして獣医療従事者の人材養成を担う教育機関に携わる者にとって永年の希望であり、また、課題でもありました。

今、ようやく実現に向けて社会状況が整ってきたとは言え、この機会を逃せば、我が国の獣医療の発展は立ち後れ、すでに動物看護師が制度化されて獣医療の高度化に邁進している欧米との格差は、ますます広がることとなります。

日本獣医師会としては、すべての獣医療関係者と教育養成機関の理解を得て、先ずは統一的な資格

認定を軌道に乗せ、これを普及させることが動物看護師の知識・技術の平準化、さらには公的資格制度への発展につながり、ひいては、獣医療に対する国民の信頼に応えるものと信じるものです。

公明党獣医師問題議員懇話会におかれましては、獣医療及び動物看護師の実情と国民の要請をご理解の上、チーム獣医療提供体制の整備による獣医療の質の向上のための動物看護師の公的資格に向けてご尽力を賜りますようお願いいたします。

平成 25 年 4 月

公益社団法人 日本獣医師会
日本獣医師政治連盟

【別記 2】

《 獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請 》

25 日 獣 発 第 75 号
平成 25 年 9 月 19 日

自由民主党 獣医師問題議員連盟
会 長 麻 生 太 郎 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

獣医療に関する施策の整備・充実について（要 請）

日頃より、獣医療施策の推進をはじめとする日本獣医師会の活動にご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜法定伝染病が発生し、並びに我が国では約半世紀に亘り発生が制御されている致死性の人獣共通感染症である狂犬病等の侵入リスクが高まり、国民の安全安心な日常生活を確保する上で重要な課題が生じています。また、犬・猫等の家庭動物が広く一般家庭で飼育され、動物が人の介護・福祉及び学校教育分野で活用される等、動物の社会的役割が一層重要視され、人と動物の共生社会の構築が国民的課題であります。これらの課題に対して獣医師が質の高い獣医療を提供し、社会の期待に応じていくことが強く求められています。

つきましては、獣医療提供体制の整備・充実が一層促進されますよう、次の事項の実現について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 緊急災害時における被災動物対策としてのマイクロチップの普及推進について

東日本大震災の被災動物救護活動において、犬猫等の家庭動物の飼育者を確認するために、マイクロチップ（MC）の重要性が再認識されたところである。また、平成 24 年 8 月に公布された動物の愛護と管理に関する法律の一部を改正する法律において、動物の所有者責任を強化することが重要であるとの観点に立ち、MC 装着の義務化に向けて必要な措置を講じる旨が明文化されている。

また、本年 6 月、自治体等が地域の状況に応じた独自の災害時における被災動物救護マニュアルを策定するためのガイドラインとして、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」においても、平常時に飼い主が行う対策の例として「ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）」が示される等、緊急災害時の対策として MC 装着の重要性が強

調されている。

そこで、MCの義務化に向けて、①国内における犬・猫等の飼養頭数の把握、②データベースの一元化、③MCリーダーの普及等の環境整備、④狂犬病予防法の犬の登録制度における個体識別をMCに一元化を図り、両法における犬の個体識別方式の合理化と飼育者の理解を図りたい。

2 人と動物の共通感染症対策の整備・充実に係る獣医師と医師の連携推進について

近年、高病原性鳥インフルエンザ等の人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する国民の関心が高まるとともに、これらの共通感染症の侵入・まん延防止等に係る社会的リスクを的確に対処するための体制整備の推進の重要性が指摘されている。

これら共通感染症の予防において、いわば人と動物の生活環境やフードチェーンの川上に位置する動物の医療を受け持つ獣医師と、その川下に位置する人の医療を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要である。日本獣医師会としても日本医師会と連携し、共通感染症の危機管理に関する情報交換を行うとともに、両者が連携した国内・地域の防疫体制の整備について協議を始めたところである。

そこで、共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備を図りたい。

3 女性獣医師の就業支援及びキャリアアップの推進について

獣医師は、小動物及び産業動物の診療獣医師の他、家畜衛生及び公衆衛生及び動物愛護に係る公務員獣医師の他、民間分野等幅広い職域に就業し活躍している。

このような状況の中で、近年産業動物診療獣医師及び公務員獣医師が不足する等、獣医師の職域・地域偏在が問題となっている。

一方、獣医学系大学における6年教育制度移行に伴い、女性入学者が増加し、ほぼ半数を占めている。女性獣医師が継続的に就業できる職場環境の整備を支援し、女性獣医師の就業率の向上とキャリアアップを図ることは、獣医療提供体制の整備を促進するとともに、これらを介して獣医師の地域・職域偏在を解決する一助となり得ると考えられる。

女性獣医師の就業支援及びキャリアアップの推進は、現在わが国の獣医学教育の国際水準を図るため、教育環境の改善を推進している獣医師養成課程の延長上の課題でもある。そこで、速やかに新規女性獣医師の就業を支援する職場環境の改善・整備を図りたい。

【別記3】

《 都道府県獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策に関する要請 》

25日獣発第210号

平成25年10月24日

都道府県知事 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための 処遇改善対策について

今日、我が国の社会経済、国民生活を巡る情勢をみると、食の安全・安心の確保、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病・重症熱性血小板減少症候群（SFTS）などの人と動物の健康（ワンヘルス）に対する危機管理対策の整備が喫緊の課題となっております。

また、一昨年3月11日に発生した東日本大震災と地震に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、酪農業・畜産業を含めた農林水産業に大きな打撃を与えました。これらの被害からの復興のため、公務員獣医師は、酪農・畜産業の復興や放射性物質汚染の調査、さらに家庭動物の保護などにも日夜努力しておりますが、その人員の不足から、復興の遅れを懸念する声が日に日に高まってきております。

一方、海外に目を向けますと、平成22年に宮崎県下で発生した口蹄疫は、今年になっても中国、ロシア沿海州地方で発生しており、国内へのウイルス侵入は予断を許しません。高病原性鳥インフルエンザは、中国やベトナムを中心に、東アジア・東南アジア・南アジア各国で散発的に発生しております。また、本年7月には、日本と同様島国である台湾で約半世紀ぶりに狂犬病が発生するなど、これらの悪性伝染病が国内に侵入することを水際で防疫する対策など、家畜衛生行政に関わる公務員獣医師は多くの使命を帯びています。

さらに、改正された「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」が9月1日に施行されました。人と動物が共生する社会の構築が国民的課題とされ、イヌ、ネコなどの小動物が伴侶動物として広く一般家庭に飼育され、アニマル・アシステッド・セラピー（動物介在療法）などの活動として人の介護・福祉の分野にも徐々に浸透しております。また、小学校などを含めた教育分野に広く動物飼育が組み込まれている中、学校飼育動物・動物愛護・福祉対策や野生動物保護をはじめとする自然環境保全対策の整備が一層強く求められるなど、獣医師及び動物医療の果たす役割に対する社会的期待が高まってきておりますが、これら、動物衛生、食品衛生、動物愛護・福祉対策の都道府県行政における担い手の中心は公務員獣医師に他なりません。

このような中で、平成22年8月に農林水産省が公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」においては、産業動物分野及び公務員分野への新規獣医師の参入の減少を指摘し、産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保対策の必要性が述べられているところです。

公務員獣医師の数的確保が困難な最大の理由は、高度専門技術職としての処遇の確保が図られていないことであり、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織される家畜衛生委員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところです。

つきましては、貴県におかれましても、公務員獣医師の人材確保を図るため、公務員獣医師については、6年間の獣医学教育課程を修め、かつ、国家資格を有する高度専門職業人として、処遇対策の充実を図られるよう要請します。

【別記4】

《 獣医師の処遇改善に関する要請 》

25日獣発第212号
平成25年10月29日

麻生太郎 事務所
政策秘書 野田友視様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

獣医師の処遇改善について（要 請）

世界人口の急激な増加、大規模な都市開発や経済発展がもたらした森林伐採をはじめとする自然環境破壊や気象温暖化の進行、人と物の移動を容易にしたグローバル化に伴い、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」発生リスクの高まりが指摘されているところであります。

このような中、先年宮崎県で発生した口蹄疫、各地で頻発した高病原性鳥インフルエンザの流行は、感染制御を極めて困難とし、国家防疫によって終息はしたものの、地域全体に甚大な社会的・経済的被害をもたらしました。このような悪性伝染病の侵入防止と発生時の迅速かつ必要十分な防疫措置の重要性が一般社会にも広く認知されたところです。

一方、食品の大量消費の中で繰り返される腸管出血性大腸菌などによる食中毒事件や事故、福島第一原発事故による農水産物の放射能汚染問題を受け、「食の安全と安心」を求める消費者の要求は一層高まってきています。

このため、都道府縣市等の地方公共団体職員である獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全性確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接的に関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘しています。

これまで、貴党の積極的なご指導ご支援により、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境は改善が図られてきましたことに厚く御礼申し上げます。

しかし、一方では、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員が、各職域ではほぼ全員を占めようとする現在においても、他の6年制教育専門職との処遇面の格差は明白な状況にあり、更なる処遇改善に向けた取り組みを推進しなければならない状況が続いています。

つきましては、地方公共団体に勤務する獣医師がより一層の責任感と誇りを持って職務に専念でき、また、今後とも優れた人材を確保できるよう、下記要望事項についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 医療職給料表(一)あるいはこれに準じる給料表への移行

獣医師の教育課程が6年制に延長されてから既に34年が経過し、公務員獣医師もまもなく全員が医師、歯科医師と同等の高度専門職業人である免許取得者になる。

しかしながら、これまでの慣行により多くの地方公共団体の公務員獣医師に現在適用されている医療職給料表(二)は、本来医師・歯科医師の下で医療補助に従事する職種に適用されるものであって、自己の判断で獣医事を行う獣医師に対する適切な処遇とは言えない。

以上をご理解の上、医療職俸給表(一)あるいはこれに準じる給料表へ移行を図られたい。

2 公務員獣医師の初任給の改善

新規採用公務員獣医師の処遇改善の一つとして、初任給の格付けが改善されていることについて、貴党のご尽力に感謝申し上げます。

しかしながら、獣医師と同等の6年制教育専門職である医師、歯科医師との調整手当を含む初任給の格差は、今もなお大きい。

今後も、地方公共団体における公務員獣医師の採用が円滑に行えるよう、6年制教育を履修して国家試験に合格した獣医師に相応しい初任給の改善と、併せて在職者に対する適正な調整を図られたい。

3 教員経費単価の見直し

私立大学等経常経費補助金の交付においては、獣医学科学生一人あたりの単価は見直しが行われ、医学部・歯学部との学生と同様の単価を用いて補助金の額を積算している。しかし、獣医学科教員一人あたりの単価は、医学部・歯学部の教員以外の教員単価であり、医学・歯学教育担当教員に比べて大きく減額されている。

獣医学教育の改善においては、教員の資質の向上が重要であることが指摘されており、優秀な教員を継続的に雇用するためにも、教員経費単価の改正の実施を図られたい。

4 日本標準産業分類の改訂

日本標準産業分類は、統計の結果を表示するための分類として統計法に基づいて定められたものであるが、法律の適用や補助金の交付における業種分類として本産業分類を参照することもあり、職業をグループ化し、評価するうえでの一般的、社会的な目安となっている。

現在の産業分類において、獣医業は、分類項目「L 学術研究、専門・技術サービス業」に位置づけられている。これを教育年限が6年制の専門職である医師、歯科医師、薬剤師の属する「P 医療、福祉」に位置づけるよう改定を図られたい。

【別記5】

《 獣医療に関する施策の整備・充実に係る要請 》

25日獣発第213号
平成25年10月31日

自由民主党

幹事長 石 破 茂 様
総務会長 野 田 聖 子 様
政務調査会長 高 市 早 苗 様

公明党 獣医師問題議員懇話会

会 長 齊 藤 鉄 夫 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

獣医療に関する施策の整備・充実にについて（要 請）

日頃より、獣医療施策の推進をはじめとする日本獣医師会の活動にご理解、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜法定伝染病が発生し、並びに我が国では約半世紀に亘り発生が制御されている致死性の人獣共通感染症である狂犬病等の侵入リスクが高まり、国民の安全安心な日常生活を確保する上で重要な課題が生じています。また、犬・猫等の家庭動物が広く一般家庭で飼育され、動物が人の介護・福祉及び学校教育分野で活用される等、動物の社会的役割が一層重要視され、人と動物の共生社会の構築が国民的課題であります。これらの課題に対応して獣医師が質の高い獣医療を提供し、社会の期待に応えていくことが強く求められています。

つきましては、獣医療提供体制の整備・充実が一層促進されますよう、下記の事項の実現について、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 緊急災害時における被災動物対策としてのマイクロチップの普及推進について

東日本大震災の被災動物救護活動において、犬猫等の家庭動物の飼育者を確認するために、マイクロチップ（MC）の重要性が再認識されたところである。平成24年8月に公布された動物の愛護と管理に関する法律の一部を改正する法律において、動物の所有者責任を強化することが重要であるとの観点に立ち、MC装着の義務化に向けて必要な措置を講じる旨が明文化されている。

また、本年6月、自治体等が地域の状況に応じた独自の災害時における被災動物救護マニュアルを

策定するためのガイドラインとして、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」においては、飼い主とペット動物の同行避難を必要な措置として推奨するとともに、平常時に飼い主が行う対策の例として「ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）」が示される等、緊急災害時の対策としてMC装着の重要性が強調されている。

そこで、MCの義務化に向けて、①国内における犬・猫等の飼養頭数の把握、②データベースの一元化、③MCリーダーの普及等の環境整備、④狂犬病予防法の犬の登録制度における個体識別をMCに一元化を図り、両法における犬の個体識別方式の合理化と飼育者の理解を図られたい。

2 人と動物の共通感染症対策の整備・充実に係る獣医師と医師の連携推進について

近年、高病原性鳥インフルエンザ等の人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する国民の関心が高まるとともに、これらの共通感染症の侵入・まん延防止等に係る社会的リスクを的確に対処するための体制整備の推進の重要性が指摘されている。

これら共通感染症の予防において、いわば人と動物の生活環境やフードチェーンの川上に位置する動物の医療を受け持つ獣医師と、その川下に位置する人の医療を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要である。日本獣医師会としても日本医師会と連携し、共通感染症の危機管理に関する情報交換を行うとともに、両者が連携した国内・地域の防疫体制の整備について協議を始めたところである。

そこで、共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備を図られたい。

3 女性獣医師の就業支援及びキャリアアップの推進について

獣医師は、小動物及び産業動物の診療獣医師の他、家畜衛生及び公衆衛生及び動物愛護に係る公務員獣医師の他、民間分野等幅広い職域に就業し活躍している。

このような状況の中で、近年産業動物診療獣医師及び公務員獣医師が不足する等、獣医師の職域・地域偏在が問題となっている。

一方、獣医学系大学における6年教育制度移行に伴い、女性入学者が増加し、ほぼ半数を占めている。女性獣医師が継続的に就業できる職場環境の整備を支援し、女性獣医師の就業率の向上とキャリアアップを図ることは、獣医療提供体制の整備を促進するとともに、これらを介して獣医師の地域・職域偏在を解決する一助となり得ると考えられる。

女性獣医師の就業支援及びキャリアアップの推進は、現在わが国の獣医学教育の国際水準を図るため、教育環境の改善を推進している獣医師養成課程の延長上の課題でもある。そこで、速やかに新規女性獣医師の就業を支援する職場環境の改善・整備を図られたい。

【別記6】

《 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請 》

25日獣発第214号
平成25年10月31日

自由民主党

幹事長 石破 茂 様
総務会長 野田 聖子 様
政務調査会長 高市 早苗 様

公明党 獣医師問題議員懇話会

会長 斉藤 鉄夫 様

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要 請）

日頃より、獣医師及び動物医療施策の推進につきご理解、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、近年の国際化の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況を鑑みると、食の安全・安心の確保、口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病等の人と動物の感染症への危機管理対応が重要な課題とされています。また、畜産業の振興のための家畜衛生対策の向上の重要性とともに、犬・猫等の家庭動物が広く一般家庭で飼育され、人の介護・福祉、学校教育分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

自由民主党（公明党獣医師問題議員懇話会）におかれましては、獣医師及び動物医療関連施策の推進について下記の事項についてご配慮くださいますようお願いする次第です。

記

1 家畜伝染病や人と動物の共通感染の感染症に対する防疫体制の整備・充実

- (1) 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化やボーダレス化の現状、さらに地球環境の温暖化等に伴い家畜伝染病や人と動物の共通感染症の発生リスクが高まっております。これらに対する的確な輸入検疫と国内防疫の実施体制整備のため、国及び都道府県における①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための予算措置及び職場環境の改善、②家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、また、③自衛防疫組織の強化のため、各種疾病の予防接種等に対する助成措置の継続及び所要額の確保のための予算措置とともに対象疾病の拡大について配慮を願いたい。
- (2) 特に狂犬病については、台湾での野生動物の発生のみならず、中国、東南アジア諸国等でも問題となっており、万一わが国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、国境検疫措置の強化による侵入防止とともに、国内防疫措置の一層の徹底を図ることが必要である。狂犬病予防注射率の向上について啓発を強化し、犬の登録制度にマイクロチップによる個体識別を活用して登録率の向上を図るとともに、関係施策の基本となる犬の飼育実態の正確な把握のための実態調査を制度化されたい。
- (3) 人と動物の共通感染症の予防において、いわば川上にあたる動物を受け持つ獣医師と、川下にあたる人を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要であり、本会としても日本医師会と連携し、共通感染症の情報交換とともに両者が連携した防疫体制の整備について意見交換を行っているところである。人と動物の共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備を図られたい。

2 獣医学教育の改善（整備・充実）

獣医学の教育年限が6年に延長され30年を経過したが、要となる専任教員の確保は進展せず、特に獣医師の責務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

このような状況下において、一部の獣医学系大学においては、共同獣医学部・獣医学科の設置等自努力による獣医学教育の改善が図られるとともに、文部科学省では、「獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議」（協力者会議）において「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」がとりまとめられ、今後の獣医学教育改善の推進に向けて積極的な提言が行われている。協力者会議において取りまとめられた提言の内容が実現するよう支援を図られたい。

3 獣医師確保と適正配置（獣医師就業の偏在の是正）

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への就業割合の増加（全体の5割水準）、産業動物診療分野の診

療獣医師と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の不足により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。

これらの獣医師不足職域への獣医師誘導対策については、獣医師の処遇改善とともに、大学教育における獣医師不足職域就業への動機づけを行い、産業動物診療獣医師や公務員獣医師を志望する獣医学生への修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策の一層の整備・充実を図られたい。

- (2) 各都道府県においては、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」に基づき、都道府県計画が策定されており、計画の実現に向けて十分なフォローアップを図られたい。
- (3) 産業動物診療獣医師の処遇改善を図るため、産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））を図られたい。
- (4) 国民の関心事である食の安全の確保のためには、農場から食卓まで（Farm to Table）の一貫した衛生管理が必要であり、食の安全に携わる公務員獣医師を確保するために処遇改善等についてご配慮いただくとともに、家畜衛生分野・公衆衛生分野の人事交流等両分野の公務員が連携して食の安全を確保する体制の整備を図られたい。
- (5) 獣医師の職域・地域偏在が問題となっている中で、一方では、獣医学系大学入学者において女性が増加し、20代及び30代ではほぼ半数を占めている。女性が獣医師の就業を支援し、獣医師資格を持つ女性の就業率の向上とキャリアアップを図るとともに、獣医師の地域・職域偏在を解決する一助として女性獣医師の就業支援を図られたい。

4 獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の整備・充実等）

- (1) 家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会が増加する中、診療提供に対する飼育者からの要請は高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）を補助する専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。このような社会要請に応えるうえで、獣医師と動物看護師などの獣医療従事者との連携確保によるチーム獣医療の整備を推進するため、獣医師の補助職として就業する動物看護師の技術・知識の高位平準化対策とその公的資格制度化に向けて法整備を図られたい。
- (2) 一方、獣医師法に努力義務として定められている卒後臨床研修については、臨床研修を行う施設を農林水産大臣が指定する際の基準について小動物診療に関する基準が定められたが、その実効性は十分ではない。今後は、民間施設に臨床研修施設指定の動機づけを行う一方、地域の獣医師会と十分に連携のうえ、研修体制整備のための施策を講じられたい。
また、産業動物診療においては、畜産業の規模拡大にともない、生産サイドからは衛生面から生産を支える幅広くかつ高度な獣医療サービスが求められており、群管理衛生技術、HACCPの導入普及等に関する知識、技術を備えた獣医師の養成を図られたい。
- (3) 一部の飼育者からの獣医師の職業倫理の欠如を指摘する声を踏まえ、地域の獣医師会と十分に連携のうえ、獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取り締まりの強化を図られたい。特に、獣医療法の広告の制限において、違反広告が継続して行われることのないよう、指導の徹底を推進されたい。

5 動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策

- (1) 平成24年9月に公布された動物の愛護と管理に関する法律の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の適正化、多頭飼育の適正化等種々の規制の整備とともに、獣医師の関与の強化が明文化されたところである。改正法の目的の達成及びその円滑な施行を期する上において、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が十分連携して施策を推進できるよう体制の構築について特段の配慮を願いたい。
- (2) 今回の法改正にあたっては、法の目的を達成する上において動物の所有者責任を強化することが重要であるとの観点に立ち、所有の明示措置に有効であるとされるMC装着の義務化に向けて必要な措置を講じる旨が明文化されている。MCの義務化に向けては、データベースの一元化、

MCリーダーの普及等の環境整備を図るとともに、狂犬病予防法の犬の登録制度における個体識別をMCに一元化する等、両法における犬の個体識別方式の合理化と飼育者の利便性向上を図られたい。

また、法改正後環境省が策定した「災害時におけるペットの救護ガイドライン」においては、災害時の飼育者とペットとの同行避難が推奨されるとともに、緊急災害の迷子対策としてMCの装着を勧めており、その意味からも、MC装着の推進を図られたい。

- (3) 野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。問題解決のため、国、地方公共団体の野生動物所管部署に、動物に関する専門教育を受けた獣医師が適正に配置されるよう配慮されたい。また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。円滑な施策の実施のため、動物に関する専門教育を受けた獣医師の担当部局への適正配置が必要であり、家畜衛生・公衆衛生部門と動物愛護・野生動物管理部門の人事交流等により問題解決を図られたい。

【別記7】

《 獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実に関する要請 》

25日獣発第190号
平成25年11月8日

農林水産省
消費・安全局長 小林 裕 幸 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実について（要 請）

日頃より、獣医師及び動物医療施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の国際化の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況を鑑みると、食の安全・安心の確保、口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病等の人と動物の感染症への危機管理対応が重要な課題とされています。また、畜産業の振興のための家畜衛生対策の向上の重要性とともに、イヌ、ネコ等の家庭動物が広く一般家庭で飼育され、人の介護・福祉、学校教育分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような状況の中で、獣医療法に定める基本方針・都道府県計画制度による獣医療提供体制の整備等を通じて、獣医師が質の高い獣医療の提供に努め、社会の期待に応えていくことが求められているところ です。

日本獣医師会においては、動物医療にかかる制度的課題を含め今後の施策推進の方向等について、①獣医学術部会の学術・教育・研究委員会（委員長：酒井健夫日本獣医師会理事）においては「獣医学教育の分野別第三者評価の確立に向けて」を、また、同部会の獣医師生涯研修事業運営委員会（委員長：佐々木伸雄東京大学大学院農学生命科学研究科教授・当時）においては「獣医師生涯研修事業の課題と対応の方向」を、②産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会（委員長：麻生 哲日本獣医師会理事）においては「産業動物獣医療提供体制整備に向けて」を、③小動物臨床部会の小動物臨床委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事）においては「小動物医療提供体制の整備に向けて」を、また、同部会の療法食の在り方検討委員会（委員長：太田亟慈犬山動物総合医療センター院長）においては「療法食の適正使用に向けた課題と対応」を、④動物福祉愛護部会の動物福祉・適

正管理対策委員会（委員長：木村芳之日本獣医師会理事）においては「緊急時動物救護取組体制のあり方」をテーマに検討を行い、それぞれ現状と課題について整理するとともに、課題に対する対応の方向等を別紙報告書として取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、別記報告内容をご参照の上、その意を汲み入れられるとともに、獣医師及び動物医療関連施策の推進について下記の事項についてご配慮くださいますようお願いする次第です。

記

1 家畜伝染病や人と動物の共通感染の感染症に対する防疫体制の整備・充実

- (1) 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化やボーダレス化の現状、さらに地球環境の温暖化等に伴い家畜伝染病や人と動物の共通感染症の発生リスクが高まっております。これらに対する的確な輸入検疫と国内防疫の実施体制整備のため、国及び都道府県における①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための予算措置及び職場環境の改善、②家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、また、③自衛防疫組織の強化のため、各種疾病の予防接種等に対する助成措置の継続及び所要額の確保のための予算措置とともに対象疾病の拡大について配慮を願いたい。
- (2) 人と動物の共通感染症の予防において、いわば川上にあたる動物を受け持つ獣医師と、川下にあたる人を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要であり、本会としても日本医師会と連携し、共通感染症に関する情報交換とともに両者が連携した防疫体制の整備について意見交換を行っているところである。人と動物の共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備を図られたい。

2 獣医学教育の改善（整備・充実）

獣医学の教育年限が6年に延長され30年を経過したが、要となる専任教員の確保は進展せず、特に獣医師の責務の根幹をなす動物臨床、家畜衛生・獣医公衆衛生等の実務教育の不備が指摘され続けてきている。

このような状況下において、一部の獣医学系大学においては、共同獣医学部・獣医学科の設置等自助努力による獣医学教育の改善が図られるとともに、文部科学省では、「獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議」（協力者会議）において「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」がとりまとめられ、今後の獣医学教育改善の推進に向けて積極的な提言が行われている。貴省におかれても、獣医事を所管する省庁として、協力者会議において取りまとめられた提言の内容が実現するよう支援を図られたい。

3 獣医師確保と適正配置（獣医師就業の偏在の是正）

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への就業割合の増加（全体の5割水準）、産業動物診療分野の診療獣医師と地方自治体の家畜衛生・公衆衛生部門勤務の公務員獣医師の不足により獣医師就業の職域偏在が顕在化している。
これらの獣医師不足職域への獣医師誘導対策については、獣医師の処遇改善とともに、大学教育における獣医師不足職域就業への動機づけを行い、産業動物診療獣医師や公務員獣医師を志望する獣医系学生への修学資金給付制度の拡充などによる獣医系学生の就業誘導策の一層の整備・充実を図られたい。
- (2) 各都道府県においては、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」に基づき、都道府県計画が策定されており、貴省におかれては、計画の実現に向けて十分なフォローアップを図られたい。
- (3) また、産業動物診療獣医師の処遇改善を図るため、産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善（診療技術提供の技術料水準への適正反映（「家畜共済診療点数表」の改善））を図られたい。

(4) 獣医師の職域・地域偏在が問題となっている中で、一方では、獣医学系大学入学者において女性が増加し、20代及び30代ではほぼ半数を占めている。女性が獣医師の就業を支援し、獣医師資格を持つ女性の就業率の向上とキャリアアップを図るとともに、獣医師の地域・職域偏在を解決する一助として女性獣医師の就業支援を図られたい。

4 獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の整備・充実等）

(1) 家庭動物の飼育の増加に伴う動物の診療機会が増加する中、診療提供に対する飼育者からの要請は高度化、かつ、多様化してきており、診療施設間及び獣医師と獣医師の診療業務（動物の診断・治療など）を補助する専門職とによる機能分担体制の整備が求められている。このような社会要請に応えるうえで、獣医師と動物看護師などの獣医療従事者との連携確保によるチーム獣医療の整備を推進するため、獣医師の補助職として就業する動物看護師の技術・知識の高位平準化対策とその公的資格制度化に向けて法整備を図られたい。

(2) 一方、獣医師法に努力義務として定められている卒後臨床研修については、臨床研修を行う施設を農林水産大臣が指定する際の基準について小動物診療に関する基準が定められたが、その実効性は十分ではない。今後は、民間施設に臨床研修施設指定の動機づけを行う一方、地域の獣医師会と十分に連携のうえ、研修体制整備のための施策を講じられたい。

また、産業動物診療においては、畜産業の規模拡大にともない、生産サイドからは衛生面から生産を支える幅広くかつ高度な獣医療サービスが求められており、群管理衛生技術、HACCPの導入普及等に関する知識、技術を備えた獣医師の養成を図られたい。

(3) 一部の飼育者からの獣医師の職業倫理の欠如を指摘する声を踏まえ、地域の獣医師会と十分に連携のうえ、獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取り締まりの強化を図られたい。特に、獣医療法の広告の制限において、違反広告が継続して行われることのないよう、指導の徹底を推進されたい。

5 動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策

昨年8月に公布された動物愛護管理法の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の適正化、多頭飼育の適正化等種々の規制の整備が図られ、法令に基づく様々な施策を効率的に実施するために、獣医師の関与の強化が明文化されている。

また、野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。円滑な施策の実施のため、動物に関する専門教育を受けた獣医師の担当部局への適正配置が必要であり、家畜衛生・公衆衛生部門と動物愛護・野生動物管理部門の人事交流等により問題解決を図られたい。

注：農林水産省経営局長にも上記と同様内容を要請

【別記8】

《 人と動物の共通感染症対策の整備・充実に関する要請 》

25日獣発第191号
平成25年11月15日

厚生労働省
健康局長 佐藤敏信 様

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫

人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要 請）

日頃より、人と動物の共通感染症対策、食品衛生対策等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、高病原性鳥インフルエンザ等、人と動物の共通感染症に対する国民の関心が高まるとともに、これらの疾病の侵入・まん延防止等に係る社会的リスクに的確に対処するうえで、動物医療専門職としての獣医師及び動物医療の果たす役割への期待が高まっております。

このような中で、先般、台湾の野生動物において、最も警戒すべき人と動物の共通感染症の一つである狂犬病が発生し、現時点では未だ感染が拡大しております。台湾は、わが国同様島国という地勢に恵まれて 50 年以上にわたり狂犬病清浄国としての地位を守ってきた国であることから、わが国としては、今回の発生を他山の石とし、関係者が一体となって一層の防疫体制の強化に努める必要があります。

貴省におかれては、人と動物の共通感染症対策の整備・充実、食の安全の確保を図る上で下記の事項についてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

- (1) 近年の鳥インフルエンザ等の発生例をみるまでもなく、人及び物の移動のグローバル化や地球環境の温暖化等に伴い人と動物の共通感染症の発生リスクが高まっている。これらの疾病に対する迅速・的確な防疫の実施体制に係る施設・設備の充実、人員の確保を図られたい。
- (2) 特に狂犬病については、台湾での野生動物の発生のみならず、中国、東南アジア諸国等でも問題となっており、万一わが国への侵入を許せば国民生活への影響が甚大であることから、国境検疫措置の強化による侵入防止とともに、国内防疫措置の一層の徹底を図ることが必要である。狂犬病予防注射率の向上について啓発を強化し、犬の登録制度にマイクロチップによる個体識別を活用して登録率の向上を図るとともに、関係施策の基本となる犬の飼育実態の正確な把握のための実態調査を制度化されたい。
- (3) 人と動物の共通感染症の予防において、いわば川上にあたる動物を受け持つ獣医師と、川下にあたる人を受け持つ医師が緊密な連携を保つことが重要であり、本会としても日本医師会と連携し、人と動物の共通感染症の情報交換とともに両者が連携した防疫体制の整備について意見交換を行っているところである。人と動物の共通感染症対策の整備・充実のため、獣医師と医師がより効果的に連携を図るための体制の整備を図られたい。

2 食の安全のための獣医師確保と適正配置

- (1) 新規獣医師の小動物診療分野への就業の増加にともない、産業動物診療獣医師、地方公共団体の家畜衛生・公衆衛生部門に勤務する公務員獣医師の不足により獣医師の職域偏在が顕在化している。
国民の関心事である食の安全の確保のためには、農場から食卓まで (Farm to Table) の一貫した衛生管理が必要であり、食の安全に携わる公務員獣医師を確保するために処遇改善等についてご配慮いただくとともに、家畜衛生分野・公衆衛生分野の人事交流等、両分野の公務員が連携して食の安全を確保する体制の整備を図られたい。
- (2) 獣医師の職域・地域偏在が問題となっている中で、一方では獣医学系大学入学者において女性が増加し、20 代及び 30 代ではほぼ半数を占めている。獣医師資格を持つ女性の就業率の向上とキャリアアップを図るとともに、獣医師の地域・職域偏在を解決する一助として女性獣医師の就業支援を図られたい。

注：厚生労働省医薬食品局長にも上記と同様内容を要請

《 動物福祉・管理施策等の整備・充実に関する要請 》

25 日 獣 発 第 226 号
平成 25 年 11 月 15 日

環境省

自然環境局長 星野 一 昭 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

動物福祉・管理施策等の整備・充実について（要 請）

日頃より動物福祉・管理等に係る施策の推進につきご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

昭和 48 年に「動物保護管理法」が制定されて以来、三度にわたる改正により人と動物とのより良い関係づくり、人と動物との共生の進展に向けての仕組み作りが図られてきました。

一方、国民の間に動物福祉に係る思想が普及し、イヌ・ネコ等の家庭動物が広く国民生活における伴侶として受け入れられる中で、阪神・淡路大震災以降数次にわたり発生した大災害に際しては、獣医師・獣医師会を中心とした民間ボランティアが協力する形で被災動物救護活動が実施されてきました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、その規模、範囲ともにこれまでの動物救護活動の経験をはるかに上回るものであり、さらに原子力発電所の事故による放射性物質の拡散も相まって、関係者はこれまで経験したことのない対応を求められました。

今回の厳しい経験を踏まえ、このたび、日本獣医師会の事業運営機関である動物福祉愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会（委員長：木村芳之日本獣医師会理事）においては、本会が平成 19 年に策定した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」を見直すとともに、今後の被災動物救護活動における対応の方向について検討を重ね、「緊急時動物救護取組体制のあり方」として別紙のとおり報告を取りまとめたところです。

つきましては、貴省におかれては、報告内容をご照覧の上、その主旨をご理解いただくとともに、動物福祉・管理施策等の整備・充実を図るべく下記の事項についてご配慮くださるようお願い申し上げます。

記

1 動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携について

平成 24 年 9 月に公布された動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律においては、動物取扱業者の適正化、多頭飼育の適正化等種々の規制の整備とともに、獣医師の関与の強化が明文化されたところである。改正法の目的の達成及びその円滑な施行を期する上において、地域の動物愛護関係行政機関と獣医師・獣医師会が十分連携して施策を推進できるよう体制の構築について特段の配慮を願いたい。

2 マイクロチップ（MC）の普及推進について

今回の法改正にあたっては、法の目的を達成する上において動物の所有者責任を強化することが重要であるとの観点に立ち、所有の明示措置に有効であるとされる MC 装着の義務化に向けて必要な措置を講じる旨が明文化されている。MC の義務化に向けては、データベースの一元化、MC リーダーの普及等の環境整備を図るとともに、狂犬病予防法の犬の登録制度における個体識別を MC に一元化

する等、両法における犬の個体識別方式の合理化と飼育者の利便性向上を図られたい。

また、法改正後貴省が策定された「災害時におけるペットの救護ガイドライン」においては、災害時の飼育者とペットとの同行避難が推奨されるとともに、緊急災害の迷子対策としてMCの装着を勧めており、その意味からも、MC装着の推進を図られたい。

3 野生動物所管理部署への獣医師の配置について

野生動物による被害が各地で発生して国民の関心事となる中で、これらの動物に対してはバランスのとれた保護・管理に係る施策が求められている。問題解決のため、国、地方公共団体の野生動物所管部署に、動物に関する専門教育を受けた獣医師が適正に配置されるよう配慮されたい。

【別記 10】

《獣医師の処遇改善に関する要請》

25 日 獣 発 第 233 号
平成 25 年 11 月 27 日

人事院 給与局長
古 屋 浩 明 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

獣医師の処遇改善について (要 請)

世界人口の急激な増加、大規模な都市開発や経済発展がもたらした森林伐採をはじめとする自然環境破壊や気象温暖化の進行、人と物の移動を容易にしたグローバル化に伴い、新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの「新興・再興感染症」発生リスクの高まりが指摘されているところでもあります。

このような中、先年宮崎県で発生した口蹄疫、各地で頻発した高病原性鳥インフルエンザの流行は、感染制御を極めて困難とし、国家防疫によって終息はしたものの、地域全体に甚大な社会的・経済的被害をもたらしました。このような悪性伝染病の侵入防止と発生時の迅速かつ必要十分な防疫措置の重要性が一般社会にも広く認知されたところです。

一方、食品の大量消費の中で繰り返される腸管出血性大腸菌などによる食中毒事件や事故、福島第一原発事故による農水産物の放射能汚染問題を受け、「食の安全と安心」を求める消費者の要求は一層高まってきています。

このため、都道府縣市等の地方公共団体職員である獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全性確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして一般市民生活に直接的に関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘しています。

これまで、一部の地方公共団体において獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境は改善が図られてきました。

しかし、一方では、獣医学教育 6 年制を修了した獣医師職員が、各職域でほぼ全員を占めようとする現在においても、他の 6 年制教育専門職との処遇面の格差は明白な状況にあり、更なる処遇改善に向けた取り組みを推進しなければならない状況が続いています。

つきましては、地方公共団体に勤務する獣医師がより一層の責任感と誇りを持って職務に専念で

き、また、今後とも優れた人材を確保できるよう、下記要望事項についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 医療職給料表(一)あるいはこれに準じる給料表への移行

獣医師の教育課程が6年制に延長されてから既に34年が経過し、公務員獣医師もまもなく全員が医師、歯科医師と同等の高度専門職業人である免許取得者になる。

しかしながら、これまでの慣行により多くの地方公共団体の公務員獣医師に現在適用されている医療職給料表(二)は、本来医師・歯科医師の下で医療補助に従事する職種に適用されるものであって、自己の判断で獣医事を行う獣医師に対する適切な処遇とは言えない。

以上をご理解の上、医療職俸給表(一)あるいはこれに準じる給料表へ移行を図られたい。

2 公務員獣医師の初任給の改善

新規採用公務員獣医師の処遇改善の一つとして、一部の地方公共団体においては初任給の格付けが改善された。

しかしながら、獣医師と同等の6年制教育専門職である医師、歯科医師との調整手当を含む初任給の格差は、今もなお大きい。

今後も、地方公共団体における公務員獣医師の採用が円滑に行えるよう、6年制教育を履修して国家試験に合格した獣医師に相応しい初任給の改善と、併せて在職者に対する適正な調整を図られたい。

注：11月28日、総務省自治行政局公務員部長にも上記と同様内容を要請

B 個別事業報告

I 公益目的事業

公益1 獣医師道の高揚及び獣医事の向上並びに動物の福祉・適正管理対策の推進に関する事業

1 部会委員会等運営事業（獣医事及び動物福祉適正管理対策関係）

(1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題については、①平成23年度に定められた検討テーマについて協議検討結果を報告書として整理取りまとめの上、各部会長が理事会において報告した。報告内容については、理事会において協議の上、日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業活動に反映させるとともに、情報媒体を通じ提言等を行ったほか、獣医事等の政策課題については、関係省庁・団体・機関に対し要請活動を行った。②平成25年度については、前期委員会の任期満了に伴い、三役及び7つの部会を統括する職域理事である部会長が委員会の検討テーマを別記のとおり決定した（テーマによっては、他の部会等の委員会で検討、または他の部会等の委員会と共同で検討）後、日本獣医師会職域別部会運営規程に基づき、職域理事候補者の推薦母体である、地区獣医師会連合会及び各職域理事の推薦母体の特定団体から推薦された委員候補者及び学識経験を有す

る者の中から、各委員会の検討テーマに相応しい人材を会長と部会長で選考の上、委嘱し、今期の部会委員会として発足し、引き続き地方獣医師会の部会組織とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行った。

なお、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

また、平成26年2月10日、第3回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の平成26年度事業計画書(案)について説明を受けた後、意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた、部会での取り組みの推進を確認した。

【別記】

部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討テーマ

1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 テ ー マ
獣 医 学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①獣医学術の振興について(獣医学術学会年次大会開催のあり方について、獣医学術地区学会の整備充実と日本獣医師会との連携強化について、学術・学会等に関する組織とその規程の整備について) ②獣医師人材の育成について(会誌編集・提供事業にかかる学会学術誌の質の向上について、獣医学術の講習・研修会事業及び振興調査研究事業の推進について) ③獣医師生涯研修事業の整備・充実について ④獣医学教育の改善に向けた支援活動について(参加型臨床実習のあり方と整備充実について、教育環境の整備充実に向けた要請活動について、新規獣医師の適正配置による分野・地域別就業偏在の改善について)(課題により、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生、公衆衛生部会と連携して検討) ⑤獣医臨床研究のあり方、特に生命倫理ガイドライン策定について
	学 術 振 興 検 討 小 委 員 会	
	獣 医 師 人 材 育 成 検 討 小 委 員 会	
	生 涯 研 修 事 業 運 営 小 委 員 会	
	獣 医 学 教 育 の 整 備 ・ 充 実 検 討 小 委 員 会	
産 業 動 物 臨 床 部 会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	①地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について ②社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について ③農場 HACCP 等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて ④畜種(牛、馬、豚、鶏)別獣医療への取り組みについて ⑤獣医学教育課程における「参加型臨床実習」への協力の方向(学術・教育・研究委員会で検討)
	養 豚 獣 医 療 小 委 員 会	
	養 鶏 獣 医 療 小 委 員 会	
小 動 物 臨 床 部 会	小 動 物 臨 床 委 員 会	①卒後研修制度のあり方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応について ②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証について ③認定動物看護師の国家資格化に向けた対応について ④狂犬病予防事業のあり方、接種率の増加に向けての取り組み、マイクロチップによる個体識別と登録、集合注射と個別注射のあり方、地方行政と地方会のあり方(狂犬病予防体制整備特別委員会において検討) ⑤小動物獣医療開業ガイドラインの策定について
	卒 後 臨 床 研 修 ・ 新 卒 獣 医 師 就 業 ワ ー キ ン グ グ ル ー プ	
	小 動 物 診 療 実 態 調 査 ワ ー キ ン グ グ ル ー プ	
	認 定 動 物 看 護 師 制 度 ワ ー キ ン グ グ ル ー プ	
	小 動 物 獣 医 療 開 業 ガ イ ド ラ イ ン ワ ー キ ン グ グ ル ー プ	

家畜衛生部会	家畜衛生委員会	①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて、特に、家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見について（継続・公衆衛生委員会と合同委員会を開催） ②家畜防疫業務の堅持対策の推進について（継続：産業動物臨床部会と合同委員会を開催）
公衆衛生部会	公衆衛生委員会	①家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて、特に、家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見について（継続・家畜衛生委員会と合同委員会を開催） ②人と動物の共通感染症対応に係る獣医師会の役割について
動物福祉・愛護部会	動物福祉・適正管理対策委員会 ----- 災害時獣医療活動検討委員会 ----- 学校動物飼育支援対策検討委員会	①災害時における動物救護獣医療活動について、 ②動物の所有明示・個体識別措置の普及強化について ③学校等における動物飼育活動の円滑な推進に向けて
職域総合部会	総務委員会	日本獣医師会の運営のあり方 ①広報活動の充実方策について ②役員選任規程の見直しについて ③日本獣医師会会費のあり方について ④組織基盤強化対策について ⑤危機管理対策について

2 個別委員会

部会	委員会	検討テーマ
動物福祉・愛護部会	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	獣医師職業倫理向上委員会	獣医師職業倫理の向上について
	野生動物対策検討委員会 ----- 野生動物救護対策の在り方 検討小委員会	野生動物対策のあり方について（他の6部会と連携して検討）
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌（日獣会誌）の企画及び編集

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 産業動物臨床部会

産業動物臨床・家畜共済委員会

- a 平成23年度から「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて- ①食の安全確保における産業動物獣医療の果たす役割、②産業動物診療獣医師の確保対策（家畜共済事業の整備・充実を含む。）-」を検討テーマとして議論した、産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲（日本獣医師会理事）、副委員長：横尾 彰（日本獣医師会理事）〕は、「産業動物獣医療提供体制の整備に向けて」として取りまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。
- b 平成25年度の産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：麻生 哲（日本獣医師会理事）、副委員長：横尾 彰（日本獣医師会理事）〕は、「①地域獣医療提供体制整備計画推進のための協力体制の確立について、②社会ニーズに対応した産業動物診療獣医師の育成支援のあり方について、③農場 HACCP 等に基づく農場管理獣医師制度の取り組みについて、④畜種（牛、馬、豚、鶏）別獣医療への取り組みについて、⑤獣医学教育課程における「参加型臨床実習への協力の方向」を検討テーマとし、新たに委嘱された委員により検討をすることとした。⑤については、獣医学術部会において検討することとされ、本部会関係者等が参加協力することとされた。

第17回委員会を平成25年10月7日に開催し、前期委員会での報告書等について関係省庁等へ要請活動を実施した旨が説明された後、今期の検討テーマに関して意見交換を行った。さ

らに、委員から家畜共済の病傷事故給付基準に伴う使用医薬品の厳守について、現場の状況が報告され、意見交換を行った。なお、畜種別獣医療への取り組みについては、小委員会を設置して検討することとし、人選等詳細については、委員長、副委員長に一任することとした。

(イ) 小動物臨床部会

a 小動物臨床委員会

平成 23 年度から「小動物獣医療提供体制の整備に向けて—①小動物臨床研修カリキュラムの整備、②家庭動物に対する終末期獣医療の提供（安楽死処置の在り方を含む）—」をテーマに検討してきた小動物臨床委員会〔委員長：細井戸大成（日本獣医師会理事）〕は、平成 25 年 6 月に委員会報告「小動物医療提供体制の整備に向けて（小動物臨床研修カリキュラムの整備と家庭動物に対する終末期獣医療の提供）」をとりまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。

平成 25 年度小動物臨床委員会〔委員長：細井戸大成（日本獣医師会理事）〕は、新たな委員構成のもと①卒後臨床研修制度の在り方、新卒獣医師の就業地の偏在解決に向けた対応、②家庭飼育動物の飼い主の意識調査、診療料金等の検証、③認定動物看護師の国家資格化に向けた対応、④小動物獣医療開業ガイドラインの策定、の 4 つをテーマとして検討を開始した。第 14 回委員会を平成 25 年 10 月 31 日に開催し、各検討テーマについて意見交換を行うとともに、今後の検討にあたり①卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ〔座長：西間久高（北九州市獣医師会会長）〕、②小動物診療実態調査ワーキンググループ〔座長：佐伯潤（大阪府獣医師会理事）〕、③認定動物看護師制度ワーキンググループ〔座長：藤井康一（横浜市獣医師会）〕④小動物獣医療開業ガイドラインワーキンググループ〔座長：川田睦（大阪市獣医師会）〕の 4 つのテーマ別小委員会（ワーキンググループ）を設置した。さらに、第 15 回委員会を平成 26 年 3 月 18 日に開催し、各小委員会別に検討を行った。

b 療法食の在り方検討委員会

平成 23 年度から「療法食の在り方に係る課題と対応」をテーマに検討してきた療法食の在り方検討委員会は、委員会報告「療法食の適正使用に向けた課題と対応」をとりまとめ、関係省庁、全国獣医学系大学、関係職域団体等へ要請活動を行った。

(ウ) 畜産・家畜衛生部会及び公衆衛生部会

家畜衛生委員会及び公衆衛生委員会

a 平成 25 年度は、家畜衛生委員会〔部会長・委員長：平井清司（日本獣医師会理事）〕及び公衆衛生委員会〔部会長・委員長：森田邦雄（日本獣医師会理事）〕を合同委員会により、前期に引き続き、「家畜衛生と公衆衛生の協働に向けて—家畜衛生から公衆衛生への意見及び公衆衛生から家畜衛生への意見—」を検討テーマとし、新たに委嘱された委員により検討をすることとした。

第 13 回委員会を平成 25 年 11 月 25 日に開催し、前回委員会での検討内容が説明された後、今期テーマに関連する事項として、①「獣医務技監」の設置と獣医師業務の将来展望、②本会の要請活動（25 日獣発第 191 号「人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）」及び 25 日獣発第 210 号「都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための処遇改善対策について」）、③牛白血病の対応（栃獣発第 246 号「食肉に供する際に発見される牛白血病の家畜共済への適応についての要望書」及び 25 日獣発第 25 号「食肉に供する際に発見される牛白血病の家畜共済への適用についての要望書」、北海道地区要請「牛ウイルス性白血病の清浄化に向けて」）、④農林水産省「食品安全セミナー」について、⑤その他（薬剤耐性菌、医師会との連携、獣医師採用に向けたインターンシップ、野生動物対策関係、マイクロチップの推進）について意見交換を行った。次回は、①鹿児島県の担当職員から獣医務技監の設置について、②農林水産省担当官からヨーネ病、牛白血病の対策の現状等について、説明を受け、議論に資することとした。

- b 第14回委員会を平成26年3月10日に開催し、前回委員会での検討内容が説明された後、今期テーマに関連する事項として、①鹿児島県の担当職員から「鹿児島県における「獣医務技監」の設置」、②農林水産省の担当官から「農林水産省におけるヨーネ病及び牛白血病対策の現状等」、③厚生労働省の担当官から、「厚生労働省におけると畜場、食鳥検査施設におけるHACCP手法の導入の取組み等」について、それぞれ説明を受け、意見交換を行った。次回は、農林水産省の担当官から「食品安全セミナー」について説明を受け、議論に資することとした。

(エ) 動物福祉・愛護部会

a 動物福祉・適正管理対策委員会

平成23年度から「緊急時動物救護取り組み体制のあり方ー中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方などー」を検討テーマとして議論してきた。動物福祉・適正管理対策委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、「緊急時動物救護取り組み体制のあり方ー中央・地域の取り組み体制の再構築及び獣医師会と行政当局・動物愛護関係団体との連携のあり方などー」として取りまとめ、関係省庁、関係団体等へ要請活動を行った。

平成25年度の動物福祉・適正管理対策委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第6回委員会を平成25年11月8日に開催し、今期の検討テーマの確認と小委員会の設置、小委員会で検討する内容についての協議を行った。

b 災害時獣医療活動検討委員会（小委員会）

災害時獣医療活動検討委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を平成25年12月25日に開催し、災害時における動物救護獣医療活動について、日本獣医師会の取組みのあり方、行政機関・諸団体との連携のあり方等について検討を行った。

c 学校動物飼育支援対策検討委員会（小委員会）

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第1回委員会を平成25年9月24日に本委員会に先行して開催、続けて第2回委員会を平成25年12月6日に開催し、学校動物飼育支援活動の位置づけと取組みについて、学会年次大会における拡大会議と市民公開シンポジウムに向けた協議・検討を行った。平成26年2月23日、千葉県において開催された獣医学術学会年次大会において、第3回委員会を公開型拡大会議（意見交換会）として開催し、各地方獣医師会の学校飼育動物関係活動担当者等85名の参加の下、アンケートの集計報告、全国の取組みと対策の報告の後、委員と参加者との意見交換を行った。また、拡大会議に引き続き、委員の他、教育委員会等から演者を招いて、市民公開シンポジウム「学校教育と動物飼育」を開催し、93名の市民等の参加を得た。

d 日本動物児童文学賞審査委員会（個別委員会）

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕は、第25回の応募作品128点について、一次審査により15作品を選出した後に、この15作品を対象に二次審査として、平成25年7月30日に第25回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞1点及び同賞優秀賞2点並びに同賞奨励賞5点を決定した（60頁の「(2) 日本動物児童文学賞事業」を参照）。

(オ) 職域総合部会

a 総務委員会

総務委員会〔委員長：矢ヶ崎忠夫(日本獣医師会専務理事)〕は、新たに委嘱された委員により第12回委員会を平成25年10月1日に開催し、「今期総務委員会の検討事項等について」説明がなされ、フリートーキング形式で本会が公益法人として業務運営していく上において、当面課題となっている事項の対処方向について検討を行った。

なお、本委員会の小委員会として「獣医師職業倫理向上委員会」を設置し、①職業倫理向上対策の強化について、②職業倫理に違反する獣医師への指導のあり方について審議することと

され、同日、本委員会終了後に第1回委員会を開催した（委員は総務委員会委員と同じ）。本委員会では、①職業倫理向上対策の強化について、②職業倫理に違反する獣医師への指導のあり方について説明がなされ協議が行われた。

また、第13回委員会を平成26年3月4日に開催し、①本委員会における検討課題の協議方法について、②役員選任規程の見直しについて、③動物感謝デーの開催のあり方について論点を協議・整理し、①については、協議方法が確認され、②については平成26年度の理事会へ報告書を提出することとされ、③については、次回委員会で論点について協議することとされた。

b 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕は、「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方—対策の実施及び推進のための具体的手順—」をテーマに前期に引き続き検討を行った。小委員会として設置された野生動物救護対策の在り方検討小委員会〔座長：赤木智香子（ラプターフォレスト代表）〕は、平成25年6月5日に第1回小委員会を開催し、傷病個体の救命・治療が中心となる従来の救護をさらに発展させ、生物多様性の保全や共通感染症対策、動物福祉等に配慮した、適切な動物の取り扱いのもとで実施するものとしての「リハビリテーション」について、救護対象種の絞り込みや市民に対する普及啓発のあり方等を含めて総合的に検討し、考え方をとりまとめることとされた。平成25年11月21日に第9回野生動物対策検討委員会・第2回野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会を開催し、小委員会における検討内容と小委員会報告案の内容について検討するとともに、平成25年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（千葉）において地方獣医師会関係者の参加を得て拡大会議を開催し、委員会における検討経過を説明し、広く意見を募ることとされた。平成26年2月22日に第10回野生動物対策検討委員会・第3回野生動物救護対策の在り方検討小委員会合同委員会として野生動物対策検討委員会拡大会議を開催し、35の地方獣医師会から60名の関係者の出席を得て委員会の検討経過と小委員会報告案の内容、環境省中央環境審議会における検討との関係性等について報告され、参加者による意見交換が行われた。

(2) 個別課題への対応

ア 特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要性かつ今後の活動推進を考慮すべき3つの課題、すなわち①飼育犬を巡る社会環境の変化、飼育者ニーズが多様化している中で、狂犬病予防接種率の低下、登録頭数と飼育頭数の乖離、狂犬病予防注射済票による注射頭数把握の実効性低下等狂犬病予防事業が低迷している昨今、さらに平成25年7月、隣国である台湾において野生のイタチアナグマに本病が発生するという現状に鑑み、狂犬病予防事業については、実効性の確保と充実・強化を図る必要があること（狂犬病予防体制整備）、②結婚や出産、子育てを理由に離職する多数の女性獣医師の存在に鑑み、職場復帰や再就職に必要な知識・技術の修得等により生涯を通じてその能力を十分発揮できるような方策とともに、獣医師の地域・職域偏在を解決の一助となるよう、女性獣医師への就業支援対策が必要であること（女性獣医師支援）、③今日、国民の間で高病原性鳥インフルエンザをはじめとする多くの人と動物の共通感染症の流行制御への関心や、食品の安全性確保に関する意識が高まる中、医師と獣医師が緊密に連携し、安全で安心な社会の構築が求められる現状を受け、平成25年11月、公益社団法人日本医師会と本会が締結した、学術協力の推進に関する協定書に基づき、両団体協働による取り組みを推進する必要があること（医師会との連携推進）については、会長の下に次のとおり特別委員会を設置して対応することとした。

(ア) 狂犬病予防体制整備特別委員会

狂犬病予防体制整備特別委員会〔委員長：中島克元（神戸市獣医師会会長）〕は、平成25年

11月22日に第1回委員会を開催した。我が国における狂犬病予防対策の課題として、①侵入防止対策、②発生予防対策、③発生時のまん延防止対策が整理されるとともに、厚生労働省及び農林水産省から関係事項が説明された。続いて台湾における野生動物での狂犬病の発生事例についての情報交換、現状と課題に関する検討が行われ、各委員に対して今後の検討に向けた論点の提出が依頼された。また、地方獣医師会が実施する狂犬病予防注射事業における問題点とその対応についても引き続き検討を進めることとされた。

(イ) 女性獣医師支援特別委員会

女性獣医師支援特別委員会〔委員長：栗本まさ子(日本乳業技術協会業務執行理事)〕は、第1回委員会を平成25年11月13日に開催し、本特別委員会の組織上の位置づけ等、運営に関する説明後、①委員長に栗本まさ子(日本乳業技術協会業務執行理事)委員、副委員長に稲垣靖子(神奈川県湘南家畜保健衛生所所長)委員が選任され、②女性獣医師の現状と支援対策、③獣医療提供体制整備推進総合対策事業(農林水産省補助事業)関係について意見交換が行われ、獣医療提供体制整備推進総合対策事業で実施される、獣医師の就業環境等に関する現況調査と連携し、取りまとめに向けて対応していくこととされた。

(ウ) 医師会との連携推進特別委員会

第1回医師会との連携推進特別委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕を平成26年3月19日に開催し、検討テーマである「日本医師会と日本獣医師会の連携推進に係る方策」についてフリートーキングの形式で検討を行った。

委員会では、各地域における医師会との現在の連携の状況や今後の推進の方策等に関して意見が出されたほか、今後の医師会との連携内容についてとりまとめた「日本医師会との連携推進事業(案)」をもとに意見交換が行われた。

今後の委員会では、第1回の委員会において出された意見を正副委員長、事務局間でとりまとめたうえで検討を進めていく旨、酒井委員長によりとりまとめが行われた。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成25年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記1のとおりであるが、これら決議・要望事項に対する対応については平成25年度第5回理事会(平成25年12月10日)において協議の上、別記2のとおり対応方針等を取りまとめた。

【別記1】

《平成25年度地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

- 1 牛ウイルス性白血病の清浄化に向けて
- 2 ペットに対するマイクロチップ装着の義務化に向けて

【東北地区】

- 1 狂犬病予防事業に対する財政的基盤の構築
- 2 畜産振興対策の強化について

【関東・東京地区】

- 1 熟年世代が安心して動物と暮らせる社会の構築
- 2 人と動物の共通感染症について正しい知識の提供
- 3 マイクロチップの装着並びに登録の義務化
- 4 口蹄疫等悪性伝染病の防疫体制の強化
- 5 動物ふれあい教室(動物を介した児童等の情操教育)の拡充・強化
- 6 災害時の迅速な動物救護活動の体制整備

【中部地区】

- 1 狂犬病予防対策について
- 2 伴侶動物(犬・猫)の国勢調査の実施について

- 3 産業動物臨床獣医師の処遇改善及び確保対策について
- 4 公的機関勤務獣医師等の待遇向上並びに公共機関に臨時的に雇用される獣医師雇上げ手当の充実について
- 5 獣医学教育における倫理教育の在り方について

【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科の設置について
- 2 勤務獣医師（公務員獣医師を含む）の給与改善並びに民間獣医師雇上げ単価の引き上げについて
- 3 家庭動物の住民票記載及び動物医療（ペットフード・療法食等関連物品を含む）における消費税減免措置について
- 4 狂犬病予防事業について
- 5 農場管理獣医師制度の構築推進について

【中国地区】

- 1 狂犬病予防法に基づく「犬の登録」に係るマイクロチップ装着の法制化
- 2 学校獣医師の設置と法制化について
- 3 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて
- 4 産業動物診療獣医師及び公務員獣医師等の確保対策

【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 地方自治体勤務獣医師等の待遇改善について
- 3 狂犬病予防対策の徹底について
- 4 動物愛護管理の推進について

【九州地区】

- 1 産業動物獣医師及び勤務獣医師の処遇改善と人材確保対策を図ること
- 2 獣医療提供体制の推進と関係機関との連携強化を図ること
- 3 狂犬病予防対策の強化を図ること
- 4 災害時におけるペット同行避難に対する理解の醸成を図ること

【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援
- 3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

【別記2】

《平成25年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応について》

- 1 はじめに
 - (1) 公益法人改革関連三法の施行に伴って、本会と50の地方獣医師会は公益社団法人へ、5つの地方獣医師会は一般社団法人に移行した。今後の獣医師会の事務事業の執行においては、これまでも増して社会的要請に即した公益的な活動を推進することが求められる。
 - (2) 本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理に関する政策提言としては、大きく5課題（①家畜伝染病や人と動物の共通感染の感染症に対する防疫体制の整備・充実、②獣医学教育の改善（整備・充実）、③獣医師確保と適正配置（獣医師就業の偏在の是正）、④獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の整備・充実等）、⑤動物の福祉の増進と適正管理対策及び野生動物対策の充実）を挙げ、関係方面に要請してきたところである。
 - (3) さらに、平成25年6月に就任した新執行部の新しい観点として、3つの重点課題（①狂犬病予防体制の整備、②女性獣医師の支援、③日本医師会との連携）を掲げ、会長の下に特別委員会

を設置して検討を行い、その結果に基づいて対応を講じることとしている。

(4) 一方、現在国においては、①農林水産省において、第三次獣医療提供基本方針に基づき策定された都道府県計画による獣医療提供体制の整備に関する検証が、②文部科学省において、獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議が提出した「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめに関するフォローアップが、さらに、③環境省において、一昨年一部改正された「動物の愛護と管理に関する法律」の円滑な施行に向けての施策が進められている。本会としては、本会の政策提言と要望が今後国の動物医療・動物福祉関連政策に反映されることを期待しているところである。

(5) このような中で、平成 25 年度に開催された地区獣医師大会等の決議要望事項等（別紙）をいただいたが、すでに実施している政策提言活動と重複している事項もあるものの、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものであり、個々の課題については以下のとおり対応することとしたい。

【別紙 1】：49 頁の【別記 1】に前掲

【別紙 2】

平成 25 年度地区大会決議・要望事項等に対する対応

1 日本獣医師会が主として対応する事項

獣医学教育体制の整備・充実関係

- ・ 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、これまで理事会、全国獣医師会会長会議において説明してきたとおり、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するものであり、大阪府立大学における獣医学研究科の設置についても支援する立場にある。

イ 最近、国立大学においては、共同獣医学部・学科を設置される等、自助努力による改善が進んでいる。文部科学省においては、同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として平成 23 年 5 月に公表するとともに、提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めており、本会としてもその内容が実現するための支援を要請したところである。

ウ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、これまでの本会の主張どおり、規制官庁の適切な対応を求めていく。

2 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化並びに食の安全の確保及び畜産振興関係

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

- ・ 牛ウイルス性白血病の清浄化（北海道地区）
- ・ 共通感染症に関する正しい知識の提供（関東・東京地区）
- ・ 口蹄疫等悪性伝染病の防疫体制の強化（関東・東京地区）

- ・①家畜伝染病対策のための獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③共通感染症対策の強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備（四国地区）
- ・獣医療提供体制の推進と関係機関等の連携強化（輸入検疫の強化、関係機関等の連携強化）（九州地区）
- ・家畜伝染病・共通感染症に的確に対応できる人員確保のための国からの予算支援（家畜衛生職員会）
- ・バイオハザードに配慮した施設・機器整備への国の助成（家畜衛生職員会）
- ・獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

イ 食の安全の確保及び畜産振興

- ・畜産振興のための①獣医療提供体制への支援、②生産者へのとう汰家畜に係る救済措置（東北地区）
- ・安全な畜産物の生産につながる農場管理獣医師制度の構築推進（近畿地区）

[考え方・対応等]

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①防疫要員である獣医師の確保、②施設・機器整備のための予算措置の充実、③自衛防疫組織強化のための予算措置の充実等について、関係各所に要請活動を行ってきた。

また、平成25年11月、本会と日本医師会との連携に関わる協定書を取り交わし、関係官庁には共通感染症防疫対策に関わる医師会との連携に関わる体制整備の支援についても要請した。さらに、関連部会である産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会、畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会、公衆衛生部会の公衆衛生委員会等関係部会委員会において関連する事項に関する検討を行い、関係機関にその報告書を提出して要請活動を行ってきたところである。

イ 一方、農林水産省では口蹄疫対策検証委員会における本会の提言を踏まえて、家畜伝染病予防法の一部を改正して家畜伝染病に対する防疫体制の整備を行い、また、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」の策定においても本会の意見が取り上げられ、これらに基づいて防疫体制・獣医療提供体制の整備が行われているところである。

ウ また、平成22年度から本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。今後は、本件に関連する部会委員会において検討を行い、提言、要請活動を行っていく予定である。

(2) 狂犬病対策の充実・強化関係

- ・狂犬病予防事業に対する財政的基盤の構築（狂犬病防疫への国費の投入）（東北地区）
- ・①国、地方公共団体、獣医師会が一体となった普及啓発事業の創設、②厚生労働省、農林水産省が一体となった獣医師専門家研修の実施、③ワクチン副反応に対する公的保障制度の創設（中部地区）
- ・①行政機関による狂犬病予防注射を行う獣医師の把握及び直接指導、②地域防災体制の整備拡充における共通感染症の予防に関する事項の明記、③動物飼育頭数調査の実施、④狂犬病行政に関するシステムの一本化（近畿地区）
- ・①狂犬病予防対策の重要性の周知、②地方自治体と獣医師会の連携による鑑札・注射済表の装着の推進、③犬へのマイクロチップの装着の推進、④不妊手術の推進（四国地区）
- ・犬の登録に対するマイクロチップ装着の義務付け（中国地区）
- ・①狂犬病予防注射率向上のための国と地方公共団体との連携の強化及び実効性のある広報活動の実施、②犬の登録制度に基づくマイクロチップの装着の義務化と飼育頭数の把握、③関係業界への狂犬病予防対策の普及・啓発・広報活動の呼びかけ（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、本会として、①輸入検疫措置の強化による侵入防止、②国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発、③マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営、④犬の飼育実態の正確な把握等について要請活動を行ってきたところである。

イ 本件については、本会の最重要課題の一つに位置付け、各地方獣医師会の意見を十分踏まえながら、抜本的な検討を実施することとして、「狂犬病予防体制整備特別委員会」を設置して検討を開始したところである。

ウ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

(3) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・①家畜共済診療点数表の改善、②生産環境の向上のための支援、③産業動物臨床獣医師確保のための獣医学教育の充実（中部地区）
- ・①家畜共済点数表の改善、②奨学金制度の拡充、③大学教育における産業動物診療カリキュラムの充実（中国地区）
- ・①家畜共済制度の充実、②地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

イ 公務員獣医師の確保対策

- ・国における給与体系、諸手当等の改善のための措置（中部地区）
- ・①獣医師専門給与表の制定、②民間獣医師雇上手当の改善、③家畜伝染病発生時の緊急防疫に関する手当のための財政措置（近畿地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定、②団体に勤務する獣医師の処遇の改善、③獣医師の採用の確保と定年延長、④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・①獣医職専門給与表の新設と初任給調整手当の拡充、②大学教育における公務員関係カリキュラムの充実、③学校教育における食育を充実する中で家畜衛生・公衆衛生の重要性を教育（中国地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定、②管理職ポストへの獣医師の積極的登用、③地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については、本会として、給与等の処遇改善とともに①大学教育における獣医師不足職域就業への動機付け、②修学資金給付制度の拡充、③獣医療法における都道府県計画の実現に向けてのフォローアップ、④公務員の人事交流の推進と分野間の連携等について、関係各所に要請活動を行ってきたところである。

また、平成25年度においては、地域・職域偏在問題の解決を図るための方策の一つとして、女性獣医師の就業支援の推進に関する要望を提出した。

イ 農林水産省においては、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」に基づく都道府県計画が各都道府県において策定されており、農林水産省においては、都道府県計画の実行性等の検証が行われているところである。

ウ また、平成22年度から農林水産省の補助を受けて、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においては、①卒後間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

エ 本会、地方獣医師会の関係各所への働きかけの結果、地方公務員獣医師の処遇改善の対応については、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新規ポストの獲得等が半数以上の都道府県で実現しており、最近では、公務員獣医師を志望する獣医学生が増加していると聞いている。

今後も全国知事会等に要請するとともに、地方獣医師会からも地方自治体への一層の要請をお願いしたい。

(4) 動物福祉・管理対策、野生動物対策の推進関係

ア 動物福祉・管理対策、マイクロチップの普及推進

- ・①飼育動物へのマイクロチップ装着の義務付け、②自治体、関係機関へのリーダーの配置の促進、③情報管理システムの充実、④装着費用の助成と啓発（北海道地区）
- ・熟年世代が安心して動物と暮らすための終生飼育に向けた社会基盤の整備（関東・東京地区）
- ・マイクロチップの装着と登録の義務化（関東・東京地区）
- ・①不妊・去勢手術の推進等飼い主責任の徹底、②行政・関係団体との連携による動物愛護管理体制の推進、③共通感染症に関する知識の普及啓発（四国地区）
- ・マイクロチップ装着に対する国及び地方自治体の助成措置

イ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・動物救護マニュアルの策定とシミュレーションの実施（関東・東京地区）
- ・災害時における動物救護施策の推進（四国地区）
- ・①災害時における動物シェルターの設置と避難マニュアルへの明記、②同行避難への理解醸成と同行避難訓練の実施

ウ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・動物ふれあい教室の拡充・強化（関東・東京地区）
- ・学校飼育動物支援体制の推進（四国地区）
- ・①学校獣医師の設置と制度化、②教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備（中国地区）

[考え方・対応等]

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については、これまで、改正動物愛護管理法に関わる規制整備とその円滑な施行、特にマイクロチップの普及推進と災害の動物救護に関わる体制整備、また、国及び地方公共団体の野生動物所管部署における獣医師の配置等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については、各地区の決議要望事項の内容を踏まえて、本会における関係事業を推進するとともに、義務化に向けての施策の推進について要望することとしている。

ウ 東日本大震災における被災動物救護活動については、多くの国民の理解と支援を背景として、被災地の地方獣医師会、被災地を支援する全国の地方獣医師会と本会が連携・推進し、多くの地域では活動が収束している。

一方、福島県においては、未だに被災動物救護活動が行われており、本会としては、福島県獣医師会による被災家庭動物への対応及び一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会による被災家畜への対応への支援を継続してきた。

エ また、東日本大震災においては、これまで我々が経験したことのない状況の中での対応を迫られ、様々な教訓を残した。

本会では、これらの教訓をもとに、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において、今回の決議要望の事項の内容も踏まえて、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めているところである。

オ 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の動物福祉・愛護委員会において検討を進めるとともに、獣医学術学会年次大会の場での拡大委員会・シンポジウムの開催を通じて対応を図ることとしている。また、野生動物対策についても、職域総合部会の野生動物対策検討委員会において地方獣医師会及び関係会員の意見を十分に伺うとともにその意向を踏まえて、将来に通用するガイドラインを策定しているところである。

カ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

(5) 獣医療提供の質の確保関係

- ・ 獣医学教育における倫理教育の重要性の提言（中部地区）
- ・ 獣医療に関する広告制限の適正化のための獣医療広告ガイドラインの見直し（中国地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医師の職業倫理については、獣医師倫理綱領としての「獣医師の誓い-95年宣言」並びに獣医師の活動指針としての「小動物医療指針」及び「産業動物医療の指針」を獣医師倫理関係規程集として取りまとめ、構成獣医師に配布して普及を図ってきたところである。

イ また、同規程集を各獣医学系大学に配布し、各大学における職業倫理教育に活用していただくよう呼び掛ける等、大学における職業倫理教育の重要性について提言してきた。

ウ また、農林水産省の補助を得て実施してきた獣医療提供体制整備推進事業においては、新規獣医師に対する職業倫理、コミュニケーションスキル及び関係法令に関する講習会を実施している。

エ 本件に関しては、大学の獣医学の導入教育としてモデルコアカリキュラムには掲載されているが、その重要性を十分に認識してカリキュラム、プログラムを充実強化するよう提言を行っていくこととしたい。

地方獣医師会においても、近隣の大学に働きかけるとともに、会員向けの職業倫理に関する教育を積極的に実施されたい。

オ 獣医療広告については、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。

(6) その他

ア 伴侶動物の国勢調査

- ・ 国勢調査における犬・猫に関する調査項目の追加（中部地区）

[考え方・対応等]

本会としては、狂犬病予防対応の観点から、犬の飼育実態を正確に把握するための制度の確立に関する要請を行ってきたが実現に至っていない。動物福祉・管理の観点も含め、犬・猫の飼育実態を把握するための調査は意義あるものであるが、実現に向けての方策について国勢調査への項目追加も考慮に入れつつ、検討したい。

イ 住民票への家庭動物の記載、ペット税の徴収及び動物医療等における消費税減免措置
(近畿地区)

- ・①動物の飼育状況の正確な把握のための住民票への家庭動物の記載、②家庭動物と暮らすための義務・権利を明確にするためのペット税の徴収と住民（ペット）共通カードの発行、③共通カードの提示による動物医療費、ペットフード購入費等に関わる消費税の減免

[考え方・対応等]

ペット税及び住民票への家庭動物の記載については、新しい観点であり、小動物臨床委員会を中心に、その実現性について検討することとしたい。

ウ 狂犬病等共通感染症対策

(ア) 狂犬病予防対策

a 普及・啓発対策

- (a) 平成 26 年 3 月、平成 26 年度の狂犬病予防注射期間に備え、厚生労働省の施策推進を協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。
- (b) 平成 25 年 7 月、厚生労働省等から、台湾において野生動物から約半世紀ぶりに狂犬病の発生を確認した旨の連絡を受け、各地方獣医師会に本件に関する情報提供を逐次行うとともに、狂犬病予防接種についての適切な対応推進を依頼した。
- (c) 平成 25 年 7 月 25 日付けにて、農林水産省から「犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」により、台湾を農林水産大臣の指定する地域から除く旨の通知があり、地方獣医師会あてにその旨情報提供を行った。また、7 月 31 日、厚生労働省から、『感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律施行規則別表 1 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域』の一部改正についてにより、台湾を厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域から取り除く旨の通知があり、地方獣医師会あてに情報提供を行った。さらに、8 月 1 日、農林水産省ホームページ（水際における狂犬病対策について）から、本件に関する O I E（国際獣疫事務局）の情報が閲覧できる旨、地方獣医師会あてに情報提供を行った。

b 台湾において発生した野生動物の狂犬病に係る対策

平成 25 年 7 月、台湾において、野生動物等から約半世紀ぶりに狂犬病の発生を確認したことから、平成 25 年 8 月 23 日（金）、砂原和文副会長を座長とした、「台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議」を開催し、厚生労働省、農林水産省の担当官から情報提供を受けた。本会議の概要は、各地方獣医師会あてに発出するとともに、日本獣医師会雑誌第 66 巻第 9 号に掲載し、広く会員に周知した。

(イ) 共通感染症対策

a 鳥インフルエンザ対策

中国等東アジアでの鳥インフルエンザの各発生事例については、農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受け、①平成 25 年 5 月 2 日付け 25 日獣発 31 号「中国における鳥インフルエンザ A（H7N9 亜型）の続発に伴う防疫対策の徹底について」、②平成 25 年 5 月 21 日付け 25 日獣発第 47 号「北朝鮮及び中国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について」を地方獣医師会長あてに通知し、会員への周知とともに、

正しい知識の普及、防疫の徹底、飼養衛生管理の指導等を依頼した（63 頁の「(3) イ 獣医事等に係る関係情報の提供」を参照）。

また、農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、平成 25 年 9 月 19 日付けで 25 日獣発第 179 号「平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の病疫対策の強化について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知を依頼した。

さらに、環境省からの通知を受け、平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 180 号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」を地方獣医師会会長あてに通知し、会員への周知とともに、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施に向けて協力を依頼した。

エ 勤務獣医師の処遇改善対策

獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育 6 年制を修了した獣医師職員と他の 6 年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、その改善に向けた要請活動等を行った。

平成 25 年 10 月 24 日付け 25 日獣発第 210 号において、都道府県勤務獣医師の人材確保のための処遇改善対策の充実を各都道府県知事あてに要請した。

平成 25 年 11 月 27 日付け 25 日獣発第 233 号において、獣医師の処遇改善について、①医療職俸給表（一）あるいはこれに準じる給料表への移行、及び②公務員獣医師の初任給の改善について人事院給与局長及び総務省自治行政局公務員部長あてに要請した。

また、地方における動きとして、福岡県会議長から衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び人事院総裁あてに公務員獣医師の処遇改善を求める意見書が提出されるとともに、福岡県獣医師会から福岡県知事あてに要望書が提出されたことについて、平成 25 年 12 月 27 日付け 25 日獣発第 268 号により地方獣医師会会長あてに通知した。さらに、群馬県獣医師会が群馬県会議長あてに公務員等勤務獣医師に適用する獣医師固有の給料表の作成について請願し、これが採択されたことについて、平成 26 年 2 月 10 日付け事務連絡により地方獣医師会会長あてに通知した。

オ 獣医学教育の整備・充実対策

獣医学教育環境の整備・充実の促進に向けて、関係者等との連携に努めるとともに要請活動等を行った。文部科学省関係では、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議が平成 25 年 9 月 17 日、10 月 22 日、12 月 16 日、1 月 31 日、2 月 20 日、3 月 14 日に開催され、本会役員が委員若しくはオブザーバーとして出席し、意見を述べた。獣医学系大学関係では、全国大学獣医学関係代表者協議会が平成 25 年 9 月 19 日、平成 26 年 3 月 28 日に開催され、本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。

愛媛県において「特区」による獣医学部新設の要望が出されていることについては、本会は強く反対する意思を表明し、①特区による獣医学系大学の新設は、獣医師の職域・地域偏在の解消につながらないこと、②特区による獣医学系大学の新設は、獣医学教育の改善に逆行するものであることについて、平成 26 年 1 月 15 日付け 25 日獣発第 276 号により四国四県獣医師会会長あてに理解を求める旨通知するとともに、同内容を全国の地方獣医師会会長あてに通知した。また、平成 26 年 3 月 20 日に開催された平成 25 年度第 6 回理事会において、「各地方獣医師会の平成 26 年度定期総会において、獣医学部・獣医学科の新設・増設への反対及びこれまでの議論を踏まえた国際水準への獣医学教育の改善・充実の促進について採択する」ことが提案、了承され、このことについて各地方獣医師会会長あてに要請がなされた。（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 日獣発第 335 号。）

(3) 事業の推進に関係する諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：平成 25 年 10 月 25 日(金)・14:30～、明治記念館・「孔雀」

(イ) 議長：高橋三男（日本獣医師会関東地区理事・埼玉県獣医師会会長）

副議長：三野 營治郎（日本獣医師会近畿地区理事・三重県獣医師会会長）

(ウ) 議事：

〔協議事項〕

全国獣医師会会長会議における常設正副議長（仮称）の設置に関する件

〔説明・報告事項〕

a 政策提言活動等に関する件

b 当面の課題への対応に関する件（特別委員会の設置を含む）

(a) 狂犬病予防体制整備特別委員会

(b) 女性獣医師支援特別委員会

(c) 日本医師会との連携推進準備委員会

c 部会委員会に関する件

d 東日本大震災被災対応に関する件

e 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）に関する件

f 2013 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

g 日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催に関する件

h その他の報告・連絡事項

イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成 25 年 7 月 12 日(金)・14:00～、ホテルフロラシオン青山・「芙蓉」

(イ) 議事：

〔日本獣医師会説明事項〕

a 平成 25 年度事業計画

b 獣医学術学会事業関係

(a) 学会活動参加費等の取り扱いに関する事項

(b) 獣医学術地区学会役員決定の報告等

(c) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催

c 獣医学術講習会研修会事業

d 日本獣医師会獣医師生涯研修事業

e 獣医事対策等普及啓発事業

(a) 2013 動物感謝デー in JAPAN

(b) 日本獣医師会動物愛護週間行事褒賞事業

f 動物福祉適正管理施策支援事業

(a) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

(b) 日本獣医師会日本動物児童文学賞事業

g 東日本大震災への対応

(a) 義援金の募集と配分

(b) 動物救護活動

h 日本獣医師会獣医師福祉共済事業

(a) 生命共済保険事業

(b) 獣医師賠償共済事業

〔決議要望事項〕

平成 24 年度地区大会決議・要望事項等に対する対応

〔移行後の法人運営実務研修〕

a 研修テーマ 新法人移行後の法人運営と行政庁の監督権限

b 講師 日本コンサルティング株式会社

コンサルティング部課長代理 吉田 聖

2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

(1) 獣医師職業倫理の向上対策

ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成 22 年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師道委員会の議をへて集大成した獣医師倫理関係規程集を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。

イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。

ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する技術研修を開催した。（77 頁の「4（1）獣医療提供体制整備推進総合対策事業」を参照）。

エ 平成 25 年度においては、1 名の獣医師による麻薬及び向精神薬取締法第 34 条及び第 48 条違反に対して、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われたことを受け、平成 25 年 4 月 12 日付け 25 日獣発第 11 号により日本獣医師会会長から地方獣医師会会長に対して関係法令の順守と獣医師倫理の高揚を図り、獣医師の社会的信頼を失うことのないよう要請を行った。

オ 職域総合部会総務委員会に「獣医師職業倫理向上委員会」を設置し、①職業倫理向上対策の強化、②職業倫理に違反する獣医師への指導のあり方について審議した（47 頁の「(オ)の a 総務委員会」を参照）

なお、平成 25 年 11 月に家庭動物医療に係る保険金詐欺容疑で本会構成獣医師が逮捕されたことを受け、平成 25 年 11 月 25 日付け本会ホームページのトピックス欄に本委員会委員長（矢ヶ崎忠夫（日本獣医師会専務理事））名で、今後一層獣医師の職業倫理向上のための活動強化とともに、本件についての更なる調査分析、再発防止のための提言等積極的な活動を行う旨のコメントを発表した。

カ 本会獣医学術学会年次大会（千葉）会期中の平成 26 年 2 月 22 日（土）に、本会主催の獣医師職業倫理講習会を開催し、日本獣医師会矢ヶ崎忠夫専務理事を座長とし、多数の参加者を得て講演が行われ、職業倫理意識の高揚に資した。講習会の内容は次のとおり。

No.	テーマ	講師名	所属
1	獣医師職業倫理に関する獣医師会活動	矢ヶ崎 忠 夫	日本獣医師会専務理事
2	動物医療トラブルにおける対応	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所 日本獣医師会顧問弁護士
3	獣医師のコンプライアンス -保険金不正請求事件を契機として-	野村 修也	中央大学法科大学院教授・弁護士

(2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A様式・B様式）、動物用医薬品指示書及び出荷制限期間指示書）を作成し提供した。

3 動物福祉適正管理施策支援事業

(1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理や、飼育動物の逃走・盗難、災害被災時の飼育者復帰の容易化を図ることを目的に、マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置の普及と動物個体情報の登録・照会対応による動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。

平成 25 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 160,955 件(前年度 143,407 件)であり、累計登録数は 906,767 件となった。東京近郊において災害が発生しても全国からのマイクロチップデータの照会に対応できる体制を整えるため、関西地区に予備のシステムを設置し、発災時にシステムの切り替えを行うよう体制を整えた。平成 25 年度、すべての行政機関(都道府県)からインターネットによりマイクロチップデータを検索するための ID の申請が済み、マイクロチップによる個体識別の体制が完全に全国を網羅することとなった。

本会と動物愛護公益団体が構成する動物 ID 普及推進会議(AIPO)と連携して動物個体識別の円滑な推進に努め、動物愛護管理法が求める「所有明示措置」の普及・啓発を図った。動物病院開業獣医師向けにマイクロチップマニュアルを作成・配布し、普及啓発に努めた。寄付金により、36 台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得て、自治体等に配布した。また、国内における ISO 規格コード体系の適正な運用について、ISO 規格動物用電子タグ協議会の構成員として協議を行った。

(2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第 25 回としての作品募集を行った結果 128 作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、平成 25 年 7 月 30 日開催の第 25 回日本動物児童文学賞審査委員会(委員長：日本獣医師会理事・木村芳之動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞 1 点及び同賞優秀賞 2 点並びに同賞奨励賞 5 点を決定し(47 頁の「(エ) 動物福祉・愛護部会」に前掲)、平成 25 年 9 月 23 日開催の平成 25 年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った(62 頁の「イ 動物愛護週間中央行事の開催」に後掲)。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、日本獣医師会雑誌 66 巻 11 号で掲載のうえ、「第 25 回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、児童図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学賞大賞】

「超救助犬リープ」

石 黒 久 人 (大阪府)

【日本動物児童文学賞優秀賞】

「フクシマのねこ」

本 田 真 貴 (福島県)

「ぼくとクウの不思議な 7 日間」

坂 本 亜紀子 (埼玉県)

【日本動物児童文学賞奨励賞】

「いつか見る川」

水 野 春 彦 (千葉県)

「命をありがとう」

木 乃 あ い (兵庫県)

「鈴の音が聞こえたら」

三 田 真 登 (埼玉県)

「地球が住みか」

藤 井 弘 子 (広島県)

「ライオン日記」

田 中 廣 司 (岐阜県)

4 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

(1) 普及啓発活動事業

ア 動物感謝デー in JAPAN の開催中止

平成 25 年度に開催予定であった 2013 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” は、台風 27 号の接近のため開催が中止された。本件については、関係各所への連絡等所要の手続きが滞りなく行われるとともに、関係記事を日本獣医師会雑誌第 66 巻 11 号に掲載した。

《 2013 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の計画概要 》

1 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。 —

2 開催主体等

(1) 主 催：公益社団法人 日本獣医師会

(2) 後 援：農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、外務省、国土交通省観光庁、内閣府食品安全委員会、東京都、世田谷区、目黒区、公益社団法人日本動物病院福祉協会、公益社団法人日本獣医学会、一般社団法人日本動物看護職協会、World Veterinary Association、ヒトと動物の関係学会、AIPO（動物 ID 普及推進会議）

(3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、メリアル・ジャパン株式会社、日本ヒルズ・コルゲート株式会社、DS ファーマアニマルヘルス株式会社、日清ペットフード株式会社、株式会社ペットオフィス

(4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社 イオンペット株式会社 株式会社インターズー 株式会社ウォーターダイレクト 株式会社カザマバッグ 環境プラント工業株式会社 株式会社共立商会 株式会社三幸 株式会社誠文堂新光社 デビフペット株式会社 Dog Life Design 難波動物病理検査ラボ 日生研株式会社 パルシステム生活協同組合連合会 株式会社パワープロジェクト 有限会社ビッグブリッジ 富士フィルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社 平和会ペットメモリアル 株式会社緑書房 miL miL 森久保薬品株式会社 株式会社安田システムサービス/株式会社損害保険ジャパン 株式会社ライダーズ・パブリシティ ロアジスジャパン株式会社

(5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会 公益社団法人全国農業共済協会 公益社団法人中央畜産会 公益財団法人日本食肉消費総合センター 公益社団法人日本装削蹄師協会 公益社団法人 Knots 社団法人東京都家庭動物愛護協会 一般社団法人ジャパンケネルクラブ 一般社団法人全国ペット協会 一般社団法人どうぶつ家族の会 一般社団法人日本小動物獣医師会 一般社団法人ペットフード協会 特定非営利活動法人聴導犬普及協会 特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会 特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ 農場管理獣医師協会 農場どないすんねん研究会（NDK） 狂犬病臨床研究会 緊急災害時動物救援本部 放鷹義塾 学校法人シモゾノ学園/国際動物専門学校・大宮国際動物専門学校 学校法人ヤマザキ学園/ヤマザキ学園大学 東京都立園芸高等学校 日本獣医学生協会 北海道大学 帯広畜産大学 岩手大学 東京大学 東京農工大学 岐阜大学 鳥取大学 山口大学 宮崎大学 鹿児島大学 大阪府立大学 酪農学園大学 北里大学 日本獣医生命科学大学 日本大学 麻布大学

イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

《平成25年度動物愛護週間中央行事の開催状況》

1 開催テーマ

〔スローガン〕 「いのち輝け人と動物の愛の輪で」
〔キーワード〕 “捨てず、増やさず、飼うなら一生”

2 開催概要

(1) 屋外行事：9月21日(土) 午前11時～午後4時 東京・上野恩賜公園噴水池前広場ほか

屋外行事の会場は、昨年・一昨年と別会場で実施していたが、本年度は、平成22年度まで開催してきた上野恩賜公園噴水池前広場及び上野動物園（なかよし広場及び動物園ホール）に戻り開催した。

大テントでは、動物愛護セレモニーを始め、愛犬のしつけ方教室、動物のふれあい方教室、○×クイズ大会が行われ、各展示ブース・広場等では、改正動物愛護管理法普及コーナー、東京都動物愛護相談センターのお仕事紹介、こどもコーナー、ペット写真展、スタンプラリー、こども動物園、映画上映等の各種催しが行われた。（来場者：約9,500名）

本会は、実行委員会構成団体として、事前の各種会議に参画するとともに、インフォメーションブース、動物お絵かきコーナー、マイクロチップによる個体識別措置事業の展示を実施したほか、環境省の災害対策コーナーでの説明についても分担した。

(2) 屋内行事：9月23日(月祝) 午後1時～午後4時30分 東京・国立博物館 平成館講堂

実行委員会各構成団体による表彰式、動物愛護講演会、動物愛護ミュージカル「ワンライフ」が行われた。本会は「第25回日本動物児童文学賞表彰式」を実施した。（参加者：321名）

ア 第25回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞及び優秀賞受賞者（60頁の「(2) 日本動物児童文学賞事業」に前掲）に対して、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞を、株式会社損害保険ジャパン及びアニコム ホールディングス株式会社から副賞を授与した。

イ 動物愛護講演会

「命を預かるという責任 ～ いつかペットを見送るその日まで ～」

ペットの一生を通して飼い主が果たすべき役割について

講師： 村田 香織 氏 （もみの木動物病院 副院長）

ウ 動物愛護ミュージカル

保護犬たちのミュージカル「ワンライフ」

動物愛護センターに保護された犬達が各々の境遇について語りながら歌うミュージカル。

出演： みゅーまる

(2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、Eメール等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

平成 25 年度の記録件数の内訳は、相談・照会 145 件、苦情 8 件、その他（情報提供等）2 件の合計 155 件であった。

(3) 情報提供対応事業等

ア インターネットを活用した情報提供

平成22年度にトップページを刷新したホームページについて、内容の充実を図りつつ情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。また、平成25年10月に開催予定であった「2013 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」(61 頁の「4 (1) ア 動物感謝デー in JAPAN の開催中止」を参照。) 関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

さらに、平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成 25 年度末までに 118 号を発刊した。メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトで紹介しており、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信している。平成 25 年 8 月から、新たな企画として会長短信「春夏秋冬」を開始し、毎月購読者に対する会長からのメッセージを配信するとともに、同内容を本会ホームページに掲載した。また、会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを継続し、メルマ日獣の配信登録数は増加している。

イ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成 25 年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 平成 25 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)	平成 25 年 4 月 3 日付け 25 日獣発第 9 号 (平成 25 年 3 月 25 日付け 24 消安第 6202 号)
獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について (獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について)	平成 25 年 4 月 12 日付け 25 日獣発第 11 号 (平成 25 年 3 月 29 日付け 24 消安第 5476 号-1)
「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について (「薬事法関係事務に係る技術的な助言について」の一部改正について)	平成 25 年 4 月 12 日付け 25 日獣発第 17 号 (平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5911 号)
牛ヨーネ病防疫対策要領の全部改正について (牛ヨーネ病防疫対策要領の全部改正について)	平成 24 年 4 月 12 日付け 25 日獣発第 18 号 (平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5599 号)
「再使用可能な樹脂製注射筒」が一般医療機器に指定されたことについて (薬事法第 2 条第 5 項から第 7 項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器の一部を改正する件の制定について)	平成 25 年 4 月 12 日付け 事務連絡 (平成 25 年 2 月 6 日付け 事務連絡)

家畜伝染病予防法第 13 条の 2 第 1 項の規定による届出に係る留意事項の改正について (家畜伝染病予防法第 13 条の 2 第 1 項の規定による届出に係る留意事項の改正について)	平成 25 年 4 月 12 日付け 事務連絡 (平成 25 年 4 月 1 日付け 事務連絡)
中国における鳥インフルエンザ (H7N9 亜型) の発生に係る防疫対策の強化について (中国における鳥インフルエンザ (H7N9 亜型) の発生に係る防疫対策の強化について)	平成 25 年 4 月 17 日付け 25 日獣発第 21 号 (平成 24 年 4 月 5 日付け 25 消安第 162 号)
平成 25 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について (平成 25 年度畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査の実施について)	平成 25 年 4 月 22 日付け 25 日獣発第 26 号 (平成 25 年 4 月 15 日付け 25 消安第 173 号)
麻薬、向精神薬とその原料等を指定する政令の一部改正とその施行について (麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する 政令の施行について (通知))	平成 25 年 5 月 2 日付け 25 日獣発第 30 号 (平成 25 年 4 月 26 日付け 薬食監麻 0426 第 1 号)
中国における鳥インフルエンザ A (H7N9 亜型) の続発に伴う防疫対策の徹底について (中国における鳥インフルエンザ A (H7N9 亜型) の続発に伴う防疫対策の徹底について)	平成 25 年 5 月 2 日付け 25 日獣発第 31 号 (平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 586 号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づ く届出の基準の一部改正について (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づ く届出の基準の一部改正について) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づ く届出の基準の一部改正について)	平成 25 年 5 月 2 日付け 25 日獣発第 32 号 (平成 25 年 4 月 30 日付け 25 消安第 641 号) (平成 25 年 4 月 26 日付け 事務連絡)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途 を定める省令の一部改正について (施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の 用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 25 年 5 月 14 日付け 事務連絡 (平成 25 年 5 月 9 日付け 事務連絡)
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について (動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について)	平成 25 年 5 月 16 日付け 25 日獣発第 44 号 (平成 25 年 5 月 10 日付け環 自総発第 1305101 号)
北朝鮮及び中国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指 導の徹底について (北朝鮮及び中国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指 導の徹底について)	平成 25 年 5 月 21 日付け 25 日獣発第 47 号 (平成 25 年 5 月 14 日付け 25 消安第 808 号)
食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正等について (食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改 正する件等について)	平成 25 年 5 月 29 日付け 事務連絡 (平成 25 年 5 月 17 日付け 事務連絡)
平成 24 年産以降の米穀及び稲わら等の飼料としての利用等について (平成 25 年に作付けされる稲に由来する稲わらの飼料としての流通・利用の自粛及 びその解除について) (平成 25 年産米穀の飼料利用について) (平成 24 年産以降の稲及び麦に由来する副産物の取扱いについて)	平成 25 年 6 月 11 日付け 25 日獣発第 77 号 (平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生畜 349 号) (平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生畜 350 号) (平成 25 年 5 月 29 日付け 25 生産第 742 号)
宮崎県の家きん飼養農家における農場監視プログラムの適用について (宮崎県の家きん飼養農家における農場監視プログラムの適用について)	平成 25 年 6 月 11 日付け 25 日獣発第 78 号 (平成 25 年 6 月 3 日付け 25 消安第 1224 号)
中国における口蹄疫発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (中国における口蹄疫発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 25 年 6 月 19 日付け 25 日獣発第 79 号 (平成 25 年 5 月 21 日付け 25 消安 1281 号)
アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等の全部変更等について (アフリカ豚コレラに関する特定伝染病防疫指針の全部変更について) (アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防 止措置の実行に当たっての留意事項について)	平成 25 年 7 月 9 日付け 25 日獣発第 102 号 (平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1192 号) (平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1267 号)

薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行について (薬事法施行令の一部を改正する政令等の施行について)	平成 25 年 7 月 9 日付け 25 日獣発第 107 号 (平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1632 号)
「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について (「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について)	平成 25 年 7 月 9 日付け 25 日獣発第 108 号 (平成 25 年 7 月 1 日付け 25 消安第 1579 号 25 生畜第 490 号)
豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針等の全部変更等について (豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について) (「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置に 当たっての留意事項について」の全部改正について)	平成 25 年 7 月 16 日付け 25 日獣発第 101 号 (平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1191 号) (平成 25 年 6 月 26 日付け 25 消安第 1193 号)
台湾における野生動物の狂犬病の発生について (台湾における野生動物の狂犬病の発生について(情報提供))	平成 25 年 7 月 17 日付け 25 日獣発第 119 号 (平成 25 年 6 月 17 日付け 事務連絡)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	平成 25 年 7 月 17 日付け 事務連絡 (平成 25 年 7 月 5 日付け 事務連絡)
カメ等のハ虫類を原因とするサルモネラ症に係る注意喚起について (カメ等のハ虫類を原因とするサルモネラ症に係る注意喚起について)	平成 25 年 8 月 16 日付け 事務連絡 (平成 25 年 8 月 12 日付け 事務連絡)
平成 24 年 9 月 5 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 79 号)」の施行に伴う 7 件の告示について (動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的指針の一部を改正する点について) (家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件について) (展示動物の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件について) (実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の一部を改正する件について) (産業動物の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件について) (動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置についての一部を改正する件について) (犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置についての一部を改正する件について)	平成 25 年 9 月 5 日付け 事務連絡 (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡) (平成 25 年 8 月 30 日付け 事務連絡)
台湾における動物の狂犬病の発生状況について (台湾における動物の狂犬病の発生状況について(情報提供))	平成 25 年 9 月 11 日付け 事務連絡 (平成 25 年 9 月 11 日付け 事務連絡)
台湾における狂犬病発生に関する緊急対策会議(第 1 回)の検討結果について	平成 25 年 9 月 13 日付け 25 日獣発第 161 号
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤の製造販売の承認に伴う省令等の改正について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令及び動物医薬品検査所標準製剤配布規程の一部を改正する件の制定について)	平成 25 年 9 月 19 日付け 事務連絡 (平成 25 年 9 月 6 日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)	平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 177 号 (平成 25 年 9 月 2 日付け 25 消安第 2439 号)
「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」の一部改正について (「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて」の一部改正について)	平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 178 号 (平成 25 年 9 月 9 日付け 25 消安第 2898 号)

平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策の強化について (平成 25 年度における高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策の強化について)	平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 179 号 (平成 25 年 9 月 6 日付け 25 消安第 2884 号)
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について (野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について)	平成 25 年 9 月 19 日付け 25 日獣発第 180 号 (平成 25 年 9 月 6 日付け 環自野発第 1309062 号)
動物用医薬品等の範囲に関する基準の改正について (ペットフード等及び家畜用飼料に おける医薬品的な表示について) (「動物用医薬品等の範囲に関する基準について」の一部改正について) (ペットフード等における医薬品的な表示について) (家畜用飼料における医薬品的な表示について)	平成 25 年 9 月 27 日付け 25 日獣発第 186 号 (平成 25 年 9 月 11 日付け 25 消安第 2678 号) (平成 25 年 9 月 11 日付け 25 消安第 2679 号) (平成 25 年 9 月 11 日付け 25 消安第 2680 号)
動物用医薬品取締規則の一部改正について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 25 年 10 月 22 日付け 事務連絡 (平成 25 年 10 月 11 日付け 事務連絡)
動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正について (動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 25 年 10 月 22 日付け 事務連絡 (平成 25 年 10 月 11 日付け 事務連絡)
都道府県勤務獣医師 (公務員獣医師) 人材確保のための処遇改善対策について	平成 25 年 10 月 24 日付け (25 日獣発第 210 号)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等の施行について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令等の施行について)	平成 25 年 10 月 29 日付け 25 日獣発第 215 号 (平成 25 年 10 月 15 日付け 25 消安第 3342 号)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の 用途を定める省令の一部改正について (施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等 の用途を定める省令の一部改正について (施行通知))	平成 25 年 10 月 31 日付け 事務連絡 (平成 25 年 10 月 22 日付け 事務連絡)
中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫の健康被害について (注意喚起) (中国産ジャーキーに起因すると思われる犬猫の健康被害について (注意喚起))	平成 25 年 11 月 7 日付け 事務連絡 (平成 25 年 10 月 25 日付け 事務連絡)
飼料の有害物質の指導基準の一部改正について (飼料の有害物質の指導基準の一部の改正について)	平成 25 年 11 月 13 日付け 25 日獣発第 223 号 (平成 25 年 10 月 30 日付け 25 消安第 3421 号)
「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について (「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について)	平成 25 年 11 月 13 日付け 25 日獣発第 224 号 (平成 25 年 10 月 30 日付け 25 消安第 3576 号 25 生産第 2254 号 25 生畜第 1320 号)
「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「牛肉の生産衛 生管理ハンドブックー肉用牛農場・生産者編ー」の改訂について (「鶏肉の生産衛生管理ハンドブックー肉用鶏農場・生産者編ー」及び「牛肉の生産 衛生管理ハンドブックー肉用牛農場・生産者編ー」の改訂について)	平成 25 年 11 月 13 日付け 25 日獣発第 225 号 (平成 25 年 11 月 6 日付け 25 消安第 2559 号)
韓国における豚コレラの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (韓国における豚コレラの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について)	平成 25 年 12 月 10 日付け 25 日獣発第 240 号 (平成 25 年 12 月 2 日付け 25 消安第 4226 号)
「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領」の一部改正につい て (動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領の一部改正につい て)	平成 25 年 12 月 10 日付け 25 日獣発第 241 号 (平成 25 年 12 月 2 日付け 25 消安第 4179 号)

年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について (年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について)	平成 25 年 12 月 18 日付け 25 日獣発第 256 号 (平成 25 年 12 月 11 日付け 25 消安第 4271 号)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	平成 25 年 12 月 26 日付け 事務連絡 (平成 25 年 12 月 18 日付け 事務連絡)
麻薬・向精神薬等に関する省令及び政令の施行について(通知) (麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)) (麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について(通知))	平成 25 年 12 月 27 日付け 25 日獣発第 265 号) (平成 25 年 12 月 20 日付け 薬食発 1220 第 4 号) (平成 25 年 12 月 20 日付け 薬食監麻発 1220 第 5 号)
畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について(通知) (畜産物生産における動物用抗菌性物質製剤の慎重使用に関する基本的な考え方について(通知))	平成 25 年 12 月 27 日付け 25 日獣発第 266 号 (平成 25 年 12 月 25 日付け 25 消安第 4467 号)
地域の獣医療提供体制の整備に向けた取組の推進について (地域の獣医療提供体制の整備に向けた取組の推進について)	平成 25 年 12 月 27 日付け 25 日獣発第 267 号 (平成 25 年 12 月 25 日付け 25 消安第 4629 号)
動物用医薬品等取締規則の一部改正について (動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について)	平成 25 年 12 月 27 日付け 事務連絡 (平成 25 年 12 月 25 日付け 事務連絡)
狂犬病不活化ワクチンの有効期間延長及びシードロット化について	平成 26 年 1 月 9 日付け 事務連絡
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正と施行について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について)	平成 26 年 1 月 16 日付け 25 日獣発第 278 号 (平成 26 年 1 月 8 日付け 25 消安第 4077 号)
飼料の公定規格の一部改正について (飼料の公定規格の一部改正について)	平成 26 年 2 月 3 日付け 25 日獣発 289 号 (平成 26 年 1 月 15 日付け 25 消安第 4639 号)
韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について (韓国における高病原性鳥インフルエンザが強く疑われる事例の発生に伴う畜産関係者への指導の徹底について)	平成 26 年 2 月 6 日付け 25 日獣発第 292 号 (平成 26 年 1 月 17 日付け 25 消安 4905 号)
薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の一部の施行について(通知) (薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律の一部の施行について(通知))	平成 26 年 2 月 13 日付け 25 日獣発第 294 号 (平成 26 年 2 月 5 日付け 薬食発 0205 第 4 号)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正と施行について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する一部を改正する省令等の施行について) (飼料安全法に基づく成分規格等省令等の改正の概要)	平成 26 年 2 月 18 日付け 25 日獣発第 299 号 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 消安第 4855 号) (平成 26 年 2 月 6 日付け 事務連絡)
「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について (「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について)	平成 26 年 2 月 21 日付け 25 日獣発第 300 号 (平成 25 年 2 月 12 日付け 25 消安第 4630 号)
「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」の一部改正等について (「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」の一部改正について) (販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について)	平成 26 年 3 月 6 日付け 25 日獣発第 312 号 (平成 26 年 2 月 24 日付け 25 消安第 5294 号 環自総発第 1402241 号) (平成 26 年 2 月 24 日付け 25 消安第 5295 号 環自総発第 1402242 号)

欧州諸国におけるアフリカ豚コレラ等の発生について (欧州諸国におけるアフリカ豚コレラ等の発生について)	平成 26 年 3 月 6 日付け 25 日獣発第 313 号 (平成 26 年 2 月 19 日付け 25 消安第 6476 号)
薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知) (薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知))	平成 26 年 3 月 17 日付け 事務連絡 (平成 26 年 3 月 11 日付け 事務連絡)
食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について (食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について)	平成 25 年 3 月 17 日付け 事務連絡 (平成 25 年 3 月 11 日付け 事務連絡)

注：() 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

ウ 研修用教材等の作成・提供

適正な動物医療の提供等の獣医療の質の確保を図るとともに、獣医療技術・知識の向上等を通じて獣医師専門職の人材養成に資するため、生涯研修用教材等(獣医師生涯研修用教材としての CD-ROM [眼科シリーズ(水晶体の検査、前眼部の検査)、公衆衛生編(人と動物の共通感染症)・産業動物編(牛の発情・排卵同期化と定時人工授精) 2 編合作] 等)の提供を行った。

また、保健所、市町村及び動物病院等で動物愛護管理の普及教育に用いる教材として、動物適正飼育教材「犬のしつけテキスト」、「猫のテキスト」、「今から考えよう高齢犬のケア」の提供を行った。

さらに、農林水産省の補助を受けて実施した平成 25 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業における研修教材として、「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための技術研修テキスト」、「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会テキスト」、「家畜伝染病予防法関係法令集」及び「獣医療とコミュニケーション」を作成し、研修で活用した。

5 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

(1) 連携推進会議等の開催

ア 関係省庁、大学等教育機関、会員、関係団体・企業等との連携・調整

(ア) 平成 25 年 9 月 19 日、及び平成 26 年 3 月 28 日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。

(イ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った(11 頁の「(16) 地方獣医師会関係」を参照。)

(ウ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った(11 頁の「(17) 関連会議・行事」を参照。)

(2) 獣医事・獣医学術国際交流

ア 世界獣医学協会(WVA)等の国際団体

(ア) WVA が提唱するワールドベテリナリーデー「World Veterinary Day」に協力することとして、WVA の後援名義を使用し、「2014 動物感謝デー in JAPAN」を、獣医師職域の広報のためのイベントとして開催する予定であったが、今年度は台風のため開催中止となった。(61 頁の「4 (1) ア 動物感謝デー in JAPAN の開催中止」を参照。)

(イ) 平成 25 年 9 月 17 日(火)～20 日(土)、第 31 回世界獣医学大会(WVC)がチェコ(プラハ)にて開催され、本会からも出席予定であったが、台風による飛行機の欠航により、出席できなかった。

なお、今後のアジア獣医師連合会(FAVA)大会・代表者会議及びWVC・WVA 評議委員会の開催については、以下のとおり決定されている。

- 2014 FAVA大会・代表者会議、WVA評議委員会：シンガポール
 2015 FAVA代表者会議：モンゴル、WVC：トルコ（イスタンブール）
 2016 FAVA大会：ベトナム
 2017 WVC：韓国（仁川）

イ 訪問受け入れ

平成 25 年度においては、海外から以下の者の訪問を受け入れ、意見交換を行った。

北海道獣医師会 JICA 獣医技術研修員

12月 4 日

ウ 学術振興資金獣医学術振興対策

獣医学術の振興・普及をはじめ、獣医療の提供等を通じての獣医事の向上等に資するため、平成 25 年度における中村寛獣医学術振興資金は、中村寛獣医学術振興資金運営規程に基づき、次の 3 件の対象事業を後援の上、協賛した。

	対 象 事 業	事業の後援先	実施期間(期日)
1	希少野生動物保護活動支援事業	九獣連希少野生動物保護支援協議会	平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
2	第 2 回 JASV 口蹄疫終息記念セミナー	一般社団法人日本養豚開業獣医師協会	平成 25 年 8 月 5 日
3	平成 25 年度動物感謝デー in KYOTO	公益社団法人京都府獣医師会	平成 25 年 9 月 16 日

(3) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

(ア) 後援名義

- ・シンポジウム「動物愛護管理法 次の改正に向けて動物達が望む飼い主の責務について考える」(特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会)
- ・第 67 回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会(第 67 回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会実行委員会)
- ・WJVF 第 4 回大会(一般社団法人 JVF)
- ・動物との共生を考える連絡会 & Humane Society International 共催シンポジウム「東日本大震災が動物に及ぼした影響に関するシンポジウム」(動物との共生を考える連絡会)
- ・第 15 回全国学校飼育動物研究大会(全国学校飼育動物研究会)
- ・札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」(公益社団法人北海道獣医師会)
- ・「しっぽフェスタ 2013」(特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ)
- ・第 15 回日本臨床獣医学フォーラム年次大会 2013(一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム)
- ・2013 しが動物フェスティバル(公益社団法人滋賀県獣医師会)
- ・第 34 回動物臨床医学会年次大会(公益財団法人動物臨床医学研究所内動物臨床医学会)
- ・第 8 回全国獣医学生交流会ーユメウツツー
(日本獣医学生協会(JAVS)第 8 回全国獣医学生交流会ーユメウツツー実行委員会)
- ・第 13 回りぶ・らぶ・あにまるず FESTIVAL2013(公益社団法人 Knots)
- ・第 19 回日本野生動物医学会大会(日本野生動物医学会)

- ・動物愛護フェスティバル 2013 インあづみ野(動物愛護フェスティバル 2013 インあづみ野)
- ・Life Sippo Project 動物とくらす幸せ 絵画・作文コンテスト(朝日新聞社 企画事業本部)
- ・第8回 J A P D Tカンファレンス(特定非営利活動法人日本ペットドッグトレーナーズ協会)
- ・第2回 J A S V口蹄疫終息記念セミナー&復興状況視察研修(一般社団法人日本養豚開業獣医師協会)
- ・動物の愛護を考えるシンポジウム(岩手県)
- ・世界狂犬病デー (WRD) 緊急セミナー(狂犬病臨床研究会)
- ・平成 25 年度「いのちの教育普及支援事業」研修会(公益社団法人 Knots)
- ・第 66 回全国装蹄競技大会、第 55 回全国牛削蹄競技大会(公益社団法人日本装削蹄協会)
- ・世界狂犬病デー2013 J A P A N(狂犬病臨床研究会)
- ・ジャパンドッグフェスティバル 2013(一般社団法人ジャパンケネルクラブ)
- ・第 5 回京都市獣医師会「京都動物フォーラム 2014」(公益社団法人京都市獣医師会)
- ・第 6 回日本動物大賞(公益財団法人日本動物愛護協会)
- ・Sippo Festa(しっぽフェスタ)2014(特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ)
- ・Dogs Walk For Keep Clean 第 15 回全国一斉！クリーン作戦
(特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ)
- ・The 7th International Symposium on Emerging and Re-emerging Pig Diseases
(第 7 回国際新興・再興豚病学会)(第 7 回国際新興・再興豚病学会組織委員会)
- ・2014 年春の公開シンポジウム「災害時におけるペットとの同行避難を考える」
(特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会)
- ・W J V F 第 5 回大会(一般社団法人 J V F)

(イ) 協賛名義

- ・平成 25 年度「どうぶつ愛護のつどい」(広島県動物愛護センター)
- ・インターペット 2014(一般社団法人ペットフード協会、メサゴ・メッセフランクフルト株式会社)

(ウ) 共同主催名義

- ・りぶ・らぶ・あにまるず「神戸アニマルケア国際会議 ICAC KOBE 2014」(公益社団法人 Knots)

イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

(ア) 賛助会員等

- ・日本獣医史学会
- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・一般社団法人日本動物看護職協会
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・公益社団法人日本動物用医薬品協会
- ・日本獣医学生協会 (J A V S)
- ・鶏病研究会

(イ) 行事等への賛助

- ・食といのちの感謝祭 2013
- ・平成 25 年度「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作
- ・平成 25 年度農林水産祭実施経費
- ・第 7 回国際新興・再興豚病学会
- ・第 67 回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- ・あにまる学園祭

6 獣医事対策等調査研究事業

(1) 犬猫幼齢個体調査検討事業

環境省請負事業として「平成 25 年度犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査検討業務」を実施した。

ア 事業の概要：

犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するために、幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期についての調査手法等を検討するために、専門家等による検討会を開催し、今後の調査計画等について検討を行ったほか、一般飼い主への調査協力を依頼するための広報資料の作成、及び試行的な調査等を実施した。

イ 事業の実施期間： 平成 26 年 1 月 23 日から平成 26 年 3 月 31 日

公益 2 獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成対策の推進に関する事業

1 獣医学術学会事業

(1) 獣医学術学会年次大会の開催

ア 獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、千葉県獣医師会の共催、日本獣医学会の企画協力により、平成 26 年 2 月 21 日(金)から 23 日(日)の 3 日間、千葉市の幕張メッセ及びアパホテル&リゾート<東京ベイ幕張>において、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、千葉県、千葉市の後援のもとに学会年次大会(千葉)を開催した。

《平成 25 年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(千葉) 開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
幕張メッセ、 アパホテル& リゾート<東 京ベイ幕張> (千葉市)	平成 26 年 2 月 21~23 日	特別講演等※	54 題	73 題	28 題	54 題	209 題	1,791 名
		地区学会長賞受賞講演	23 題	23 題	16 題	0 題	62 題	
		一般口演	39 題	12 題	10 題	0 題	61 題	
		研究報告	11 題	8 題	6 題	0 題	25 題	
合 計			127 題	116 題	60 題	54 題	357 題	

※平成 25 年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

(2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成 25 年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(千葉)の場において日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

(ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕は平成 25 年 11 月 18 日及び平成 26 年 2 月 22 日の 2 回開催した。

(イ) 第 1 回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成 23 年 8 月号～平成 25 年 7 月号の

原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。

また、第2回委員会では、平成25年度獣医学術学会年次大会(千葉)において発表された地区学会会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」を選考した。

《平成25年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

〔産業動物部門〕

獣医学術奨励賞： 兵庫県中部におけるアカバネウイルスによる子牛の非化膿性脳脊髄炎と先天性奇形を伴う異常産の発生(第64巻第10号掲載)

富田啓介(兵庫県姫路家畜保健衛生所)、他

獣医学術学会賞： 黒毛和種子牛における離乳時の母子分離と牛房移動が発育及びストレスに及ぼす影響

吉田恵実(兵庫県立農林水産技術総合センター・畜産技術センター)、他

獣医学術功労賞： 産業動物の獣医繁殖学に関する研究と普及

澤向 豊(酪農学園大学・元教授)

〔小動物部門〕

獣医学術奨励賞： 犬猫の各種感染症における原因菌とアンチバイオグラム(第64巻第10号掲載)

嶋田恵理子(みやもと動物病院・山口県)、他

獣医学術学会賞： 波状の洞毛を持つネコの白血球陽性率に関する検討

森下正隆(いいはま動物病院・愛媛県)、他

獣医学術功労賞： 犬猫の脊椎・脊髄疾患の診断・治療

中山正成(日本小動物獣医学会・元副学会長)

〔公衆衛生部門〕

獣医学術奨励賞： 山口県内のペットショップで販売されている爬虫類のサルモネラ保有状況及び薬剤感受性(第66巻第5号掲載)

亀山光博(山口県環境保健センター保健科学部)、他

獣医学術学会賞： 蛍光RT-Multiplex PCR法による食中毒等集団感染事例からの下痢症ウイルスの検出

東久保 靖(広島県立総合技術研究所保健環境センター)、他

獣医学術功労賞： 食の安全と感染症制御に関するリスクコミュニケーション活動とその啓蒙

岡本嘉六(鹿児島大学・名誉教授)

(3) 獣医学術地区学会との連携

平成25年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、平成25年度獣医学術学会年次大会(千葉)において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会会長賞受賞演題を対象に地区学会会長賞受賞講演として発表が行われた。

《平成25年度 獣医学術地区学会開催状況》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	帯広畜産大学	9月5,6日	81(4)	49(4)	15(2)	145(10)	686名

東北 (福島県)	郡山ビューホテルアネックス	10月11日	26(2)	31(2)	28(2)	85(6)	323名
関東・東京 (群馬県)	ホテル木暮	9月8日	19(2)	37(2)	19(2)	75(6)	827名
中部 (岐阜県)	じゅうろくプラザ	9月1日	27(2)	27(2)	22(2)	76(6)	669名
近畿 (三重県)	大阪府立大学(中百舌鳥校舎)	9月1日	36(4)	46(4)	19(2)	101(10)	434名
中国 (鳥取県)	とりぎん文化会館	10月 12,13日	47(4)	64(4)	31(3)	142(11)	307名
四国 (香川県)	サンプォート高松	9月1日	17(1)	18(1)	12(1)	47(3)	203名
九州 (大分県)	ホルトホール大分、府内学園	10月 12,13日	52(4)	62(4)	31(2)	145(10)	930名
計(8カ所)			305(23)	334(23)	177(16)	816(62)	4,379名

注：演題数の()内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数。

2 部会委員会等運営事業（獣医学術振興対策関係）

(1) 職域別の部会委員会の運営（獣医学術部会関係）

ア 関係する各部会の委員会の開催と検討状況

(ア) 学術・教育・研究委員会

学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会理事)〕を平成25年10月28日に開催し、今期の検討テーマである「①獣医学術の振興について、②獣医師人材の育成について、③獣医師生涯研修事業の整備・充実について、④獣医学教育の改善に向けた支援活動について、⑤獣医臨床研究のあり方について、特に生命倫理ガイドライン策定について」に沿って検討を行った。

委員会では、各検討テーマについてフリートーキングによる意見交換を行った結果、各検討テーマごとの小委員会として、①獣医学術の振興について…学術振興検討小委員会、②獣医師人材の育成について…獣医師人材育成検討小委員会、③獣医師生涯研修事業の整備・充実について…生涯研修事業運営小委員会、④獣医学教育の改善に向けた支援活動について…獣医学教育の整備・充実検討小委員会、⑤獣医臨床研究のあり方について…獣医臨床研究に関する生命倫理ガイドライン検討小委員会、をそれぞれ設置し、今後は各小委員会において検討を進めることとされた。

a 学術振興検討小委員会

学術振興検討小委員会〔委員長：石黒直隆(岐阜大学教授)〕を平成26年3月24日に開催し、検討テーマである「獣医学術の振興について」の検討を行った。

委員会では、検討テーマの具体的な課題として、①獣医学術学会年次大会開催のあり方について、②獣医学術地区学会の整備充実と日本獣医師会との連携強化について、③学術・学会等に関する組織とその規程の整備について、を中心にフリートーキングで意見交換が行われた結果、出された意見のうち対応が可能なことについてはできる限り早急に進めることとされ、また、委員会で検討された内容を踏まえてとりまとめのうえ、次回以降の委員会において引き続き検討を行うこととされた。

b 獣医師人材育成検討小委員会

獣医師人材育成検討小委員会〔委員長：佐藤 繁（岩手大学教授）〕を平成 26 年 3 月 27 日に開催し、検討テーマである「獣医師人材の育成について」の検討を行った。

委員会では、検討テーマの具体的な課題として、①会誌編集・提供事業にかかる学会学術誌の投稿推進及び質の向上について、②獣医学術の講習・研修会事業及び振興調査研究事業の推進について、それぞれフリートーキングで意見交換が行われた結果、委員会では出された意見をとりまとめて整理し、キーワードを決めて今後の委員会での検討を進めることとされた。

c 生涯研修事業運営小委員会

生涯研修事業運営小委員会〔委員長：山田英一（新潟県開業）〕を平成 26 年 3 月 26 日に開催し、検討テーマである「獣医師生涯研修事業の整備・充実について」の検討を行った。

委員会では、検討テーマに沿ってフリートーキングで意見交換が行われた結果、前期の「生涯研修事業運営委員会」でとりまとめられた最終答申の内容を踏まえ、新たな申告システムの導入、日本獣医師会雑誌に掲載の「生涯研修事業のページ Q&A」の冊子化、認定証取得者の表彰等、本事業の推進に向けた具体的な対応を進めることとされたほか、「生涯研修事業のページ Q&A」の執筆交渉者を決定した。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会

今期の獣医師生涯研修事業運営委員会は、学術・教育・研究委員会の小委員会「獣医師生涯研修事業運営小委員会」として運営することとされた。**(上記「C 生涯研修事業運営小委員会」に掲載)**

3 獣医学術振興・人材育成事業

(1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日獣会誌の編集・発刊（イの日獣会誌学会学術誌部分を除く。）

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、専門職獣医師をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情報提供活動として日獣会誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌（学会学術誌部分を含め）を従来の印刷媒体と並行して（独）科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 平成 25 年度は、昨年に引き続き、地方獣医師会関係者から被災地域における動物救護の活動を紹介した「東日本大震災における動物救護活動の取り組み」について掲載するとともに、新たに第 66 巻第 7 号から、農林水産省動物医薬品検査所担当官から我が国の動物用診断薬の概要を畜種別に紹介した「日本で使用されている動物用診断薬」を連載する一方、「論説」、「診療室」等、動物医療各分野で活躍する構成獣医師に原稿の執筆を依頼し、動物医療関係分野に関連する諸問題の論評や動物医療関係制度等の最新情報等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成 24 年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページ Q&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第 67 巻第 1 号（平成 25 年 1 月号）に平成 24 年度「証明書（獣医師生涯研修実績証明書）」「修了証（獣医師生涯研修プログラム修了証）」、認定証（獣医師生涯研修継続参加認定証）、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成 25 年度の各号（第 66 巻第 4 号～第 67 巻第 3 号）における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	2	診 療 室	11
論 説	10	紀 行・見 聞	0
総 説	0	行事等案内（報告）	20
提言・要請（指針等）	24	募 集	33
会 議 報 告	9	紹 介	38
解 説・報 告	27	行事等（事務局日誌）	12
学 術・教 育	0	獣医師生涯研修事業のページ	27
行 政・獣 医 事	20	馬 耳 東 風	12
資 料	0	そ の 他	5
意 見	2	合 計	252

イ 日獣会誌学会学術誌部分の編集

昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成25年度（平成25年4月号～平成26年3月号）における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	1	17	11	1	0	30
小動物臨床関連部門	1	2	17	0	0	20
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	1	10	6	1	0	18
計	3	29	34	2	0	68

（イ）日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会において、前回委員会における意見等への対応（地区学会賞受賞者への投稿依頼、総説依頼原稿の掲載、教育講演の開催、生命倫理ガイドラインの策定）の他、編集及び審査状況等についての報告、今後の編集企画等についての協議に続き、日本獣医師会学会学術誌投稿規程等の一部改正について諮られた後、了承された。

なお、平成25年度（平成25年4月号～平成26年3月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度への繰越原稿数
	新規受付	前年度からの繰越	合計	採用	不採用	合計	
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	34	17	51	32	9	41	10
小動物臨床関連部門	40	20	60	23	13	36	24
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	20	15	35	23	5	28	7
計	94	52	146	78	27	105	41

（ウ）また、平成25年度獣医学術学会年次大会（千葉）において、教育講演「学術論文を執筆するにあたって」を開催し、獣医学術学会誌編集委員会西村副委員長による学術論文執筆の際の意義・ルール・執筆の手順・心構え等の基本事項を中心とした基調講演を行うとともに、博士号を取得した各分野の3名の講演者による学位取得や論文執筆の取り組み等の体験談に関する講演を行い、投稿論文の質の向上と投稿推進に努めた。

(2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 獣医師生涯研修事業の実施状況：

(ア) 獣医師生涯研修事業の企画・運営については、獣医学術部会の獣医師生涯研修事業運営委員会において協議・検討を行った。

(イ) 獣医師生涯研修事業運営委員会は、学術・教育・研究委員会の小委員会である「生涯研修事業運営小委員会」〔委員長：山田英一(新潟県開業)〕として平成26年3月26日に開催した。

(74頁の「C 生涯研修事業運営小委員会」に掲載)

イ 平成25年度の「認定プログラム件数」及び平成25年度内に申告が行われた「平成24年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 196件・その他 112件 合計 308件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	13人	189人	5人	207人
実績証明書交付者数	10人	156人	5人	171人
修了証交付者数	1人	36人	1人	38人
認定証交付者数	2人	6人	1人	9人

ウ 獣医師生涯研修事業の広報：

(ア) 「獣医師生涯研修事業の概要(パンフレット、平成25年度用申告書)」を日本獣医師会雑誌第66巻第6号(平成25年6月号)に同封し、全国の構成獣医師全員に配布して、本事業を広報するとともに参加を奨励した。

(イ) 獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

(3) 獣医学術講習会・研修会事業

平成25年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の3部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに3部門の中から最大2部門を選択して開催している。

《平成25年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況》

地区	担当獣医師会	区分	開催場所(開催地)	開催日時	講習内容及び講師(所属)	受講者数
北海道	北海道	小動物	KKRホテル札幌(札幌市)	12月8日(日) 13:00~17:00	脂質代謝改善治療の最前線 ー皮膚病から胆肝疾患までー 荒井延明(スペクトラムラボジャパン)	47
		公衆衛生	北海道獣医師会館(札幌市)	3月24日(月) 14:00~17:00	野生鳥獣肉の衛生管理について 高井伸二(北里大学) エゾシカ肉の衛生対策について 木内武雄(北海道環境生活部)	50
東北	宮城県	産業動物	パレスへいあん(仙台市)	1月16日(木) 13:30~16:00	マイコプラズマ感染症の制圧にむけて 樋口豪紀(酪農学園大学)	34

関東	埼玉県	公衆衛生	大宮法科大学院大学 (さいたま市)	12月12日(木) 13:45~16:30	狂犬病の現状と今後の課題 井上 智 (国立感染症研究所) 犬・猫の狂犬病の徴候と臨床診断 佐藤 克 (狂犬病臨床研究会)	378
	神奈川県	小動物	日本大学 (藤沢市)	1月23日(木) 13:50~17:30	神経学的検査法と脳腫瘍 北川勝人 (日本大学)	47
東京	東京都	小動物	池袋サンシャインシティ (豊島区)	1月19日(日) 15:00~17:00	狂犬病に関する講習会 杉山 誠 (岐阜大学)	14
中部	長野県	公衆衛生	ホクト文化ホール (長野市)	9月18日(水) 13:30~16:30	感染症の現状と対策 小林良清 (長野県健康福祉部) 動物と安心して暮らせる社会づくり 山田章雄 (東京大学)	147
近畿	兵庫県	小動物	明石商工会議所 (明石市)	9月23日(月) 13:00~16:30	肝・胆道・膵臓疾患について 坂井 学 (日本大学)	57
中国	岡山県	産業動物	岡山県農業共済会館 (岡山市)	11月8日(金) 13:30~15:30	ウシ卵巣機能制御に関する最近の知見と 臨床との接点 奥田 潔 (岡山大学)	48
	山口県	公衆衛生	山口市小郡ふれあいセンター (山口市)	11月16日(土) 13:30~16:00	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) に関 する最新の知見について 西條政幸 (国立感染症研究所)	51
四国	香川県	公衆衛生	ホテルパールガーデン (高松市)	9月28日(土) 14:00~17:00	ダニが媒介する感染症に関する講演会 高岡正敏 (ペストマネジメントラボ)	59
九州	長崎県	産業動物	長崎県中央家畜保健衛生所 (諫早市)	11月15日(金) 14:00~17:00	牛の先天異常の最新情報 森友靖生 (東海大学農学部)	51
	鹿児島県	小動物	鹿児島動物専門学校 (鹿児島市)	12月1日(日) 9:00~16:00	犬と猫の慢性腎臓病、年だからで済ませ ないために 矢吹 映 (鹿児島大学) 犬と猫の血液感染症 遠藤泰之 (鹿児島大学)	35
全国9地区 13箇所 受講者合計: 1,018名						

4 獣医学術振興調査研究事業

(1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下、「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した平成25年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業）について協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催して検討し、事業の円滑な実施に資した。

ア 事業の実施状況：

(ア) 新規獣医師臨床研修促進事業

新規獣医師を対象とした現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、コミュニケーション能力、職業倫理向上のための講習会を開催することにより、生産農家に信頼され、社会から必要とされる獣医師の育成に資するため、地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する講習会を実施するとともに、現場におけるスキル向上のため、新規獣医師の実践的な知識・技術を修得するための実習を実施した。

(イ) 管理獣医師等育成支援事業

地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身につけるための講習会及び実習を実施した。

さらに、動物看護師養成施設における教育の現状把握のための調査及び女性獣医師の就業環境支援対策に資するための就業環境現況調査を実施した。

イ 事業の実施期間：平成25年5月22日から平成26年3月31日

ウ 事業の結果：

「平成25年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」としてとりまとめ、協議会に提出した。

《平成25年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」の開催状況》

協力機関	開催場所（開催地）	開催期日	研修内容及び講師（所属）	参加者数
北海道農業共済組合連合会	北海道農業共済組合連合会研修所 (江別市新栄台92番地)	10月23日(水) 13:30～16:30	牛子宮内膜炎の診断 (大澤健司・宮崎大学)	18名
岩手県農業共済組合連合会	岩手大学農学部 (盛岡市上田3-18-8)	9月3日(火) 9:00～17:30	①覚えておくと便利な臨床獣医師の常識～基本外科手技～ (山岸則夫・岩手大学) ②乳牛の牛群管理～飼料設計～ (河野充彦・宮城県農業共済組合連合会) ③肥育牛の牛群管理～飼料設計～ (矢野啓・山形県農業共済組合連合会) ④抗生物質の基礎から応用 (加藤敏英・山形県農業共済組合連合会)	6名
山梨県農業共済組合連合会	山梨県農業共済組合連合会 (甲府市宝1-21-20)	11月22日(金) 13:00～16:30	牛の臨床における超音波画像検査の可能性 －エコーの基本操作と最新技術の紹介－ (水谷尚・日本獣医生命科学大学)	23名
新潟県農業共済組合連合会	新潟ユニゾンプラザ (新潟市中央区上所2-2-2)	11月8日(金) 13:30～16:00	乳牛の蹄に関する基礎と近年の話題 (吉谷一紀・千葉県農業共済組合連合会)	23名
滋賀県農業共済組合	滋賀県農業共済組合 (大津市梅林1-14-17)	11月7日(木) 13:40～ 11月8日(金) ～12:00	①乳牛群における健康管理のためのモニタリング法とその評価 (及川伸・酪農学園大学) ②黒毛和種肥育の現状と課題 (北川貴志・滋賀県畜産技術振興センター)	22名
愛媛県農業共済組合連合会	愛媛県農業共済組合連合会 (松山市二番町4-4-2)	11月15日(金) 9:00～12:10	①牛の心臓の聴診 (左向敏紀・日本獣医生命科学大学) ②子牛の出生時の呼吸管理 (山田裕・日本獣医生命科学大学)	36名
宮崎県農業共済組合連合会	宮崎県農業共済組合連合会 家畜臨床研修センター (児湯郡新富町新田18802-3) 宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台西1-1)	9月30日(月) 15:00～ 10月4日(金) ～16:00	①臨床検査 (山元のり子・宮崎県農業共済組合連合会) (遠矢良平・宮崎県農業共済組合連合会) ②初診時の臨床所見のとり方、各種検査診断のための手技 (加治屋繁・都城地区農業共済組合) (上松瑞穂・みやざき農業共済組合) ③補液の基礎 (壺岐佳浩・みやざき農業共済組合) ④外科的手術の基礎 (今別府和成・西諸県共済組合) ⑤牛の臨床繁殖 (前田由郎・西諸県共済組合) (大澤健司、北原豪・宮崎大学) ⑥抗菌性物質・ワクチンの基礎知識 (辻厚史、野村祐資・宮崎県農業共済組合連合会) ⑦養豚管理指導の基礎 (吉原啓介・みやざき農業共済組合)	10名
全国7地区7箇所				受講者合計：138名

《平成25年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための講習会」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所（開催地）	開催期日	講習内容及び講師（所属）	受講者数
東北	山形県	岩手大学 (盛岡市上田 3-18-8)	9月2日(月) 13:00～ 17:00	①信頼を得るコミュニケーションスキル (板垣昌志・山形県農業共済組合連合会) ②産業動物診療獣医師としての職業倫理 －獣医師の職業倫理と関係法規を含む－ (木村有一・宮城県農業共済組合連合会)	9名
関東	茨城県	三の丸ホテル (水戸市三の丸 2-1-1)	2月27日 (木) 13:00～ 17:00	①臨床獣医師の倫理のあり方 (中川秀樹・中川獣医科病院(横浜市)) ②獣医師関係法令 (高橋覚志・茨城県農林水産部) ③獣医師として知っておきたい最低限のコミュニケーションスキル (木村祐哉・はとがや動物病院(埼玉県))	32名
中部	福井県	福井県職員会館 (福井市松本 3-16-10)	12月22日 (日) 13:30～17: 30	①関係法令について (武田佳絵・福井県農林水産部) ②職業倫理について (北村直人・農場管理獣医師協会) ③コミュニケーションスキルについて (工藤智徳・人材科学研究所)	28名
四国	高知県	高知会館 (高知市本町 5-6-42)	1月14日 (火) 13:30～17: 30	①職業倫理(北村直人・農場管理獣医師協会) ②関係法令 (安藝秀実・高知県中央家畜保健衛生所) ③コミュニケーションスキル (石井一功・石井動物病院(大阪府))	13名
関東	神奈川県 (開催: NDK)	パシフィコ横浜 (横浜市西区 みなとみらい 1-1-1)	2月8日(土) 9:00～10:45	①ネットワークとチームによる獣医療 －ベスト・チームをつくるために知っておくべき こと－ (松井匠作・動物資本総合研究所) ②獣医メデイエーション－対話による合意形成の 促進－ (今井 泉・千里どうぶつ病院)	24名
東京	東京都 (開催: NDK)	南青山会館 (港区南青山 5-7-10)	2月24日 (月) 9:00～17:00	アサーション・トレーニング (水野節子・有限会社クリシエ) 協力講師: 石井一功(石井動物病院)、 石山 大(ちばNOSAI連)、 横井允雄(全国農業協同組合連合会家畜衛生研究所)	12名
近畿	大阪府 (開催: NDK)	大阪コミュニケーションアート専門学校 (大阪市西区新町 1-32-1)	3月1日(土) 9:30～17:30	アサーション・トレーニング (水野節子・有限会社クリシエ) 協力講師: 石井一功(石井動物病院)、 今井 泉(千里どうぶつ病院)、 清水かおり(大阪コミュニケーションアート専門学校)	17名
全国 6 地区 7 箇所				受講者合計: 135名	

《平成25年度「管理獣医師を育成するための農場経営・飼養管理に関する実習」の開催状況》

協力機関	開催場所（開催地）	開催期日	実習内容及び講師（所属）	参加者数
香川県獣医師会・香川県農業共済組合	赤松牧場 (高松市香南町由佐 2240) 香川県農業共済組合 (高松市三名町東原 5-6)	12月4日(水) 14:00～17:00 12月5日(木) 9:00～12:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農現場における乳牛の栄養管理指導技術の習得 木田克弥(帯広畜産大学)	16名
島根県農業共済組合連合会	島根県農業共済組合連合会 出雲家畜診療所 (出雲市高松町 1135-1) 小林牧場 (出雲市西郷町 865-10)	12月18日(水) 9:00～15:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農現場における乳牛の栄養管理指導技術の習得 木田克弥(帯広畜産大学)	10名

岡山県農業共済組合連合会 生産獣医療支援センター (岡山市北区建部町福渡 1000-1) 福本牧場 (岡山市北区建部町福渡 1310-2)	2月4日(火) 10:00~18:00	代謝プロファイルテストに基づく酪農現場 における乳牛の栄養管理指導技術の習得 木田克弥(帯広畜産大学)	11名
全国3地区3箇所 受講者合計: 37名			

《平成25年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	講習内容及び講師(所属)	受講者数
北海道	北海道	北海道獣医師会館 (札幌市西区二十四軒4条5丁目9-3)	1月24日(金) 14:00~18:00	宮崎県でNOSAIが行っている養豚農家への生産 獣医療 (辻 厚史・宮崎県農業共済組合連合会)	65名
東北	岩手県	ホテル東日本 (盛岡市大通 3-3-18)	11月29日(金) 13:00~17:30	①家畜の繁殖をめぐる現状について (高橋 透・岩手大学) ②牛の子宮・胎盤の機能について (橋爪一善・岩手大学)	40名
関東	群馬県	群馬県獣医師会 (高崎市日高町 965)	1月16日(木) 13:30~16:30	①乳房炎コントロールにおける次のステップ ～バルク乳モニタリングから始まる～ (三好志朗・農場管理獣医師協会) ②農場管理獣医師の現状と役割について (北村直人・農場管理獣医師協会)	32名
中部	岐阜県	じゅうろくプラザ (岐阜市橋本町 1-10-11)	10月7日(月) 13:30~16:30	①和牛のブランド化推進と管理獣医師の役割 (中丸輝彦・中丸畜産技術士事務所) ②農場管理獣医師の現状と役割について (北村直人・農場管理獣医師協会)	20名
四国	愛媛県	にぎたつ会館 (松山市道後塚 118-2)	10月19日(土) 13:00~17:00	養鶏の最新情勢と管理獣医師の目指すべき方向 (坂井利夫・坂井利夫家禽・家畜診療所(千葉 県))	35名
九州	宮崎県	宮崎県総合農業試験場 (佐土原町下那珂 5805)	2月6日(木) 13:00~17:30	①黒毛和種の肥育管理技術 (岡 章生 ・兵庫県立農林水産技術総合センター) ②黒毛和種牛における飼養管理及び疾病予防対 策 (松田敬一・宮城県農業共済組合連合会)	58名
全国6地区6箇所 受講者合計: 250名					

《平成25年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」の開催状況》

地区	都道府県	開催場所(開催地)	開催期日	内容及び講師(所属)	参加者数
関東	千葉県	幕張メッセ (千葉市美浜区中瀬 2-1)	2月23日(日) 9:00~12:00	食の安全を守る獣医師—管理獣医師を知っ ていますか?— ①【基調講演】食の安全を守る管理獣医師 北村直人(農場管理獣医師協会) ②肉牛飼育における管理獣医師の役割 大橋邦啓(農場管理獣医師協会) ③酪農にかかわる管理獣医師の役割 ～バルク乳モニタリングからの乳房炎コ ントロール～ 三好志朗(農場管理獣医師協会) ④生産現場の情報発信の重要性と FMVA 認証 植村光一郎(ミート・コンパニオン)	120名
全国1地区1箇所 受講者合計: 120名					

《平成25年度「高度獣医療実習」の開催状況》

協力機関	開催場所(開催地)	開催期日	実習内容及び講師(所属)	参加者数
岩手県農業共済 組合連合会	東南部農業共済組合 家畜診療所	11月27日(水) 10:00~16:00	①馬の繁殖管理・分娩管理 (石井三都夫・帯広畜産大学)	10名

	(遠野市土淵町土淵 19-20-7)		②産業動物外科学(実習):基本手技とマイナーサージェリー (水野修司・東南部農業共済組合)	
兵庫県農業共済組合連合会	兵庫県農業共済組合連合会 家畜臨床総合研修所 (神戸市西区狩場台 3-9-18)	11月22日(金) 10:30~17:15	ダッチメソッドを応用した蹄病治療 (嵐 泰弘・兵庫県農業共済組合連合会)	7名
宮崎県農業共済組合連合会	KITEN ビル (宮崎市錦町 1-10 KITEN ビル) 宮崎大学農学部 (宮崎市大字島之内 10100-1)	11月27日(水) 9:30~ 11月29日(金) ~12:00	①地域のNOSAI獣医師から見た口蹄疫一発生時の防疫業務を中心にー (辻 厚史 ・宮崎県農業共済組合連合会) ②口蹄疫終息後の地域畜産の再建 (上松瑞穂・みやざき農業共済組合) ③デジタルX線やエコーを使いこなそう!ー一歩進んだ産業動物獣医療を目指してー (萩尾光美・宮崎大学) ④牛の繁殖障害と超音波診断 (大澤健司・宮崎大学) ⑤牛の繁殖障害と超音波診断実習 (大澤健司・宮崎大学) (北原 豪・宮崎大学) ⑥肉用牛の生産獣医療ー肉用牛の飼養管理ー (河野 博人・都城地区農業共済組合) ⑦肉用牛の生産獣医療ー肥育牛へのアプローチー (壺岐 佳浩・みやざき農業共済組合)	21名
動物臨床医学研究所	山根動物病院 (倉吉市八屋 209-1)	12月8日(日) 10:00~12:00	ソノサージの概要説明と実際の使用法 (高島一昭 ・倉吉動物医療センター・山根動物病院)	10名
		1月26日(日) 15:30~17:30	超音波診断法 心臓及び腹部超音波の実習 (高島一昭 ・倉吉動物医療センター・山根動物病院)	11名
		2月16日(日) 15:30~17:30	超音波診断法 心臓及び腹部超音波の実習 (高島一昭 ・倉吉動物医療センター・山根動物病院)	21名
日本動物高度医療センター	日本動物高度医療センター (神奈川県川崎市)	平成25年7月2日 ~8月20日までの 延べ9日間	①高度獣医療におけるインフォームド・コンセント ②高度獣医療に必要とされる臨床知識と手技 ③高度獣医療における検査法・診断法 ④高度獣医療における動物の管理法 ※主に以下の診療科目において来院動物の対応を中心に実習を行う。 ・循環器系疾患:心不全、心筋症、不整脈(頻脈性、徐脈性)、弁膜症(僧帽弁、大動脈弁)、静脈・リンパ管疾患、高血圧症 ・呼吸器系疾患:上部気道疾患、呼吸不全、呼吸器感染症、閉塞性・拘束性肺疾患(気管支炎、気管支喘息、気管支拡張症)、肺循環障害(肺塞栓・肺梗塞)、異常呼吸、(過換気症候群)、胸膜、縦隔、横隔膜疾患(自然気胸、胸膜炎)、肺腫瘍 ・血液/造血管器/リンパ網内系疾患:貧血(鉄欠乏貧血、二次貧血)、白血病、	3名

			<p>悪性リンパ腫、出血傾向・紫斑病（播種性血管内凝固：DIC）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経系疾患：脳神経疾患、痴呆性疾患、脳/脊髄疾患、変性疾患、脳炎/髄膜炎、末梢神経疾患 ・運動器（筋骨格）系疾患：骨折、関節の脱臼/亜脱臼、靭帯損傷、骨代謝性疾患、椎間板疾患 ・腫瘍系疾患：内分泌系腫瘍、造血器系腫瘍、皮膚腫瘍、骨格系腫瘍、消化器系腫瘍、軟部組織肉腫、乳腺腫瘍、泌尿生殖器腫瘍、呼吸器腫瘍、胸腔腫瘍、眼の腫瘍 ・消化器系疾患：食道・胃・十二指腸疾患、小腸・大腸疾患、胆嚢・胆管疾患、肝疾患、膵臓疾患（急性・慢性膵炎）、横隔膜・腹壁・腹膜（腹膜炎、急性腹症、ヘルニア） ・腎/尿路系疾患：腎不全（急性/慢性腎不全/透析）、原発性糸球体疾患（腎炎/ネフローゼ）、全身性疾患による腎障害（糖尿病性腎症）、腎/尿路疾患（尿路結石、尿路感染症） ・内分泌/栄養/代謝系疾患：視床下部/下垂体疾患（下垂体機能障害）、甲状腺疾患（甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症）、副腎不全、糖代謝異常（糖尿病、糖尿病の合併症、低血糖）、高脂血症、蛋白及び核酸代謝異常 <p>福島 潮、松永 悟、小野憲一郎 （日本動物高度医療センター）</p>
全国 5 地区 5 箇所			受講者合計： 83 名

《 平成25年度「高度獣医療講習会」の開催状況 》

地区	都道府県	開催場所 (開催地)	開催期日	講習内容及び講師（所属）	受講者数
東北	秋田県	イヤタカ (秋田市中通 6-1-13)	11月8日(金) 10:00～15:00	放射線管理からの画像診断のブラッシュアップ (柿崎竹彦・北里大学)	17名
関東	栃木県	ホテルマイステイズ宇都宮 (宇都宮市東宿郷 2-4-1)	12月12日(木) 14:00～17:30	代謝プロファイルテスト (MPT) の原理と活用 (木田克弥・帯広畜産大学)	28名
中部	長野県	ホテルモンターニュ松本 (松本市巾上 3-2)	12月5日(木) 13:00～16:00	牛の亜急性第一胃アシドーシスの評価と制御 (佐藤 繁・岩手大学)	44名
中国	島根県	ビッグハート出雲 (出雲市駅南町 1-5)	12月5日(木) 13:30～17:00	牛の各種疾患に対する画像診断の実際 (萩尾光美・宮崎大学)	31名
四国	徳島県	ザ グランドパレス徳島 (徳島市寺嶋本町西 1-60-1)	11月26日(火) 13:30～16:00	牛の亜急性第一胃アシドーシスの評価と制御 (佐藤 繁・岩手大学)	24名
全国 5 地区 5 箇所			受講者合計： 144 名		

II 収益事業

収益 1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所(株)が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上

の専有面積は1,097.14 m²、共有面積は204.55 m²) しており、そのうち約736 m²については三菱地所㈱との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸し、また、約53 m²については、直接入居者に賃貸している。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所㈱との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

なお、新青山ビルは築後約36年を経過しており、資産価値の確保のため、平成16年度に開始した長期計画に基づく修繕工事を実施中であり、平成25年度においても三菱地所㈱との間で締結した確認書に基づく本会負担金については積立金の一部を取り崩して支払に充てた。

現在、三菱地所㈱において、新青山ビルの新長期修繕計画を策定中であるが、計画が具体化した段階で、工事負担金支払に備えてあらためて資金の積立を行う予定である。

III その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

その他（共益） 1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

1 獣医師福祉共済事業

(1) 共済事業の運営状況

平成25年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	2,933	54
獣医師賠償責任保険	5,999	55
所得補償保険	1,420	55
医療費用保険	228	44
団体医療保険	275	47
傷害総合保険	17	5
年金保険	141	38
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	17	15,482,000
獣医師賠償責任保険	79	20,807,517
所得補償保険	45	30,565,860
医療費用保険	4	892,000
団体医療保険	45	12,376,000
傷害総合保険	3	15,000
年金保険	—	67,096,493
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。		

(2) 医療共済事業の拡充

医療共済事業は、医療補償のための「団体医療保険」とは別に傷害補償のための「傷害総合保険」を追加することにより事業内容の充実を図った。

(3) 獣医師賠償共済事業の加入促進

獣医師賠償共済事業は、未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

(1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰等の授与

- (ア) 第70回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき推薦のあった者に会長表彰状を授与した。
- (イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。
- (ウ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて推薦のあった出展者に会長表彰状を授与した。
- (エ) 地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった動物愛護管理功労者に会長表彰状を授与した。
- (オ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医系大学（16大学）の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に会長表彰状及び副賞を授与した。

イ 日本獣医師会会長特別感謝状の授与

本年9月16日に逝去された五十嵐幸男日本獣医師会元会長に対して、本会会長として3期6年、副会長1期3年、常任理事5期15年余月の永きにわたり重責を担われ、その後も顧問として会の運営に貢献され、わが国獣医界の発展に多大な尽力を果たされた偉大なるご功績を称え、会長特別感謝状を授与した。

ウ 日本獣医師会会長感謝状の授与

- (ア) 第70回通常総会の席上において、平成24年度獣医学術学会年次大会(大阪市)の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった大阪市獣医師会に会長感謝状を授与した。
- (イ) 地区獣医師大会の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に会長感謝状を授与した。

エ 日本獣医師会会長賞状の授与

地方獣医師会の動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき推薦のあった「動物愛護作文」及び「動物愛護図画・絵画」の優秀者に会長賞状を授与した。

(2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

- ア 慶 祝 叙勲・褒賞を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。
- イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

3 その他

獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

第3 事業報告の附属明細書

平成25年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成26年 6月

公益社団法人 日本獣医師会